令和８年 11 月２日
庁　議　資　料

狛江市地域防災計画
（組織改正反映案）

＜風水害編＞

狛江市防災会議

目　次

第１部　総　則

第１章　計画の方針.....1

第１節　計画の目的及び前提.....1

１　計画の目的.....1

２　計画の前提.....1

第２節　水防責任.....1

１　市（水防管理団体）.....1

２　都.....2

第３節　計画の習熟.....2

第４節　計画の修正.....2

第２章　狛江市の概況と風水害.....3

第１節　市の概況.....3

第２節　気象の概要.....3

１　気温、湿度、風速.....3

２　降水量.....3

３　平均気温.....3

第３節　風水害の概況.....4

第２部　災害予防

第１章　防災に関する調査研究.....5

第１節　災害危険区域等に関する調査.....5

１　危険区域の調査.....5

２　重要水防箇所.....6

３　土砂災害警戒区域.....8

第２節　風水害に関する調査研究.....8

第２章　水害・土砂災害予防計画.....9

第１節　河川の現況.....9

１　多摩川.....9

２　野川.....9

第２節　下水道施設の概要.....9

第３節　豪雨対策.....9

１　河川改修.....10

２　雨水流出抑制施設の整備.....11

３　下水道の整備.....11

４　各種媒体による情報収集及び市民への情報提供.....12

第４節　浸水対策.....13

１　洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表.....13

２　地下施設における避難体制 13
３　要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 15
第５節　都市型水害対策 17
１　基本的な考え方 17
２　市と市民の役割分担 18
３　集中豪雨初動行動要領による活動 18
第６節　洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成・公表 19
１　洪水ハザードマップの目的 19
２　洪水ハザードマップの主な内容 19
３　洪水ハザードマップの活用 19
４　狛江市洪水ハザードマップ 19
５　狛江市内水ハザードマップ 20
第７節　土砂災害に関するソフト対策 20
１　土砂災害防止法 20
２　平常時からの情報共有 20
３　土砂災害警戒情報 21
４　避難情報の発令 21
第８節　避難体制等の整備・確立 21
１　防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策 21
２　資機材、物資の備蓄 21
３　迅速かつ正確な情報収集及び伝達 21
４　避難体制の整備 22
５　避難所の指定 24
６　要配慮者の地域における安全体制の確保 28
７　広域避難 30
第９節　広報・啓発 32
第３章　都市施設対策 33
第１節　通信施設防災計画 33
１　計画方針 33
２　災害予防体制 33
第２節　電気及びガス施設防災計画 33
１　方針 34
２　電気施設 34
３　ガス施設 34
第３節　上下水道施設防災計画 34
第４節　危険物等保安計画 35
第４章　応急活動拠点等 36
第１節　活動庁舎等 36
１　本庁舎・防災センター 36

２　浸水対策 37
３　水防倉庫及び資機材の整備 37
第５章　地域防災力の向上 38
第１節　市民等の役割 38
第２節　自主防災組織の強化 39
１　自主防災組織等の役割 39
２　自主防災組織の育成・活性化 39
第３節　狛江市消防団を中核とした地域防災力の充実強化 40
第４節　行政・事業所・市民等の連携 40
１　目標 40
２　地域における防災連携体制の確立 40
第６章　防災運動の推進 41
第１節　防災意識の啓発 41
第２節　水防訓練 41
１　訓練項目 42
２　参加機関 42
３　実施回数 42
第３節　狛江消防署の水防訓練 42
第４節　消防団員等の知識の向上 42
第５節　警備訓練 43
１　方針 43
２　実施要領 43
第６節　市民自主避難訓練 44
１　方針 44
２　対象地域 44

第３部　災害対応

第１章　水防活動態勢 45
第１節　市の活動態勢 49
１　市職員の初動態勢 49
２　市の水防非常配備態勢 50
３　水防非常配備態勢の特例 50
第２節　集中豪雨への対応 50
災害即応対策本部の設置 50
第３節　消防団の活動態勢 51
１　水防警戒 51
２　情報収集活動 51
３　関係機関の水防活動への協力 51
４　救出・救護 51

５　避難所の防護等……51
第４節　防災機関の活動態勢……52
１　責務……52
２　活動態勢……52
第２章　情報の収集・伝達……53
第１節　災害予警報等の伝達……53
１　方針……53
２　気象、地象、水象その他災害原因に関する情報の収集及び伝達……53
３　気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）……54
４　同一河川・圏域・流域の市区町村における情報の共有……54
５　竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有……55
６　特別警報が発表された時の情報の共有……57
第２節　被害状況等の報告態勢……58
第３節　災害時の広報及び広聴活動……58
１　防災機関との連携……58
２　風水害発生直後に行う広報内容……58
３　被災者に対する広報内容……59
４　応援の要請……59
第３章　応援協力・派遣要請……60
第４章　水防対策……61
第１節　目的……62
第２節　任務……62
第３節　水防情報……62
１　気象情報……62
２　洪水予報河川（国管理河川）……64
３　洪水予報河川（都管理河川）……68
４　水防警報河川……70
第４節　水防機関の活動……71
１　市（総務部）……71
２　都建設局（都水防本部）……72
３　北多摩南部建設事務所……74
４　消防機関の態勢及び活動（狛江消防署、狛江市消防団）……75
５　狛江消防署……75
６　狛江市消防団……77
７　調布警察署……79
８　自主防災組織……79
９　水防活動に関する自衛隊の災害派遣……79
第５節　決壊時の措置……79
１　決壊の通報及びその後の措置……79

２　立退き……80
第６節　費用及び公用負担　……80
１　費用負担……80
２　公用負担……80
第７節　水防実施状況報告……81
１　水防活動報告……81
２　避難情報、被害・災害発生等の報告……81
３　公共土木施設に関する被害の発生についての報告……81
第５章　警備・交通規制……82
第１節　警備方針……82
第２節　警察の任務……82
第３節　警備態勢……82
１　警備態勢等……82
２　警戒区域の設定……83
３　市に対する協力……83
第４節　警備部隊の編成……83
１　警備本部の設置……82
２　警備部隊の設置及び編成……83
第５節　警備活動要領……83
１　警備態勢の措置……83
２　被災地及び被災予想地の警備……84
第６節　避難誘導……83
第７節　交通規制……84
第８節　車両検問……84
第９節　障害物の除去……84
第６章　避難者対策……85
第１節　避難情報発令の判断・伝達……86
１　避難情報……86
２　避難情報発令の判断基準等……88
第２節　避難誘導……90
第３節　避難所の開設・管理運営……92
１　避難所の開設・管理運営……92
２　動物救護……98
３　ボランティアの受入れ・派遣……99
第４節　被災者の他地区への移送……100
第５節　要配慮者の安全確保……101
１　要配慮者対策班等の設置……101
２　福祉避難所の活用……101
３　医療等の体制……101

４　食料等の確保……102
５　避難所の整備……102
６　応急仮設住宅等……102
第６節　広域避難……102
１　避難誘導……102
２　避難所の開設・運営……104
第７章　被災者の捜索・救助……106
第８章　医療救護等対策……107
第９章　ライフライン施設の応急・復旧対策……108
第 10 章　公共施設等の応急・復旧対策……109
１　河川及び内水排除施設……109
２　住家、事業所等の建造物の風水害応急対策……110
第 11 章　住民生活の早期再建……111

第４部　災害復興

第１章　基本的考え方……112
第２章　復興体制……113
第３章　災害復興計画等の策定……114
第４章　復興に向けた取組……115

第１部　総　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の規定に基づき、狛江市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害等の自然現象により生じる被害をいう。）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安心で安全なまち」を実現することを目的とする。

２　計画の前提

狛江市では都市化の進展に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる排水不良など、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害が発生している。

また、近年における大型化・強力化した台風の直撃や想定し得る最大規模の降雨があった場合、大河川である多摩川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。

この計画は、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）をはじめとする実災害から得た教訓、線状降水帯の発生による豪雨災害の発生等の近年の気象を取り巻く環境の変化及び市民、市議会、関係機関等の提言を可能な限り反映する。

防災対策については、都、市区町村や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。

また、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題に対応し、水防法の改正や東京都における地域防災計画の見直しが行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定する。

なお、風水害編に特に記載のない事項については、狛江市地域防災計画（震災編）を準用するものとする。

第２節　水防責任

１　市（水防管理団体）

水防管理団体である狛江市（以下「市」という。）は、水防法第３条の規定に基づき、

その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。また、同法第２条第３項の規定に基づき、狛江市長が水防管理者（以下「市長」という。）となる。

２　都

都は、水防法第３条の６の規定に基づき、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

第３節　計画の習熟

各防災機関等は、平時から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努める。また、所属職員等に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、狛江市防災会議において、これを修正する。したがって、各防災機関等は、自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を狛江市防災会議に提出し、修正しなければならない。

第２章　狛江市の概況と風水害

第１節　市の概況

狛江市の河川等の状況は、市北側に中小河川である野川が、南側に大河川である多摩川が北西から南東方向に流下する河状を呈している。

現在の野川は、人工河川であるが、昔は、市の中心部を北から南へと流下していた。また、狛江市内の多くの地名からも読み取れるように、昔から水脈に恵まれ、現在でも多くの場所で地下水が採れる地域である。

なお、河川等の状況以外の概況については、震災編を準用する。

第２節　気象の概要

１　気温、湿度、風速

年	気温（℃）			湿度(%)		風速(m/s)		
	平均	最高気温平均	最低気温平均	平均	最小湿度	平均	最大	風向
令和２年	16.5	21.0	12.8	71	15	2.8	13.1	北西
令和３年	16.6	21.3	12.8	69	10	2.7	12.4	南

（統計こまえ（令和４年度版））

２　降水量(単位：mm)

年	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
令和２年	135.0	15.0	131.0	296.5	118.0	212.5	270.5	61.5	117.5	205.0	14.5	13.0
令和３年	43.5	88.5	173.0	156.0	99.5	168.5	310.0	382.5	222.5	199.5	93.0	116.0

（統計こまえ（令和３・４年度版））

３　平均気温（単位：℃）

年	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
令和２年	7.1	8.3	10.7	12.8	19.5	23.2	24.3	29.1	24.2	17.5	14.0	7.7
令和３年	5.4	8.5	12.8	15.1	19.6	22.7	25.9	27.4	22.3	18.2	13.7	7.9

（統計こまえ（令和３・４年度版））

第３節　風水害の概況

市の年間雨量は、平均 1,677㎜（平成 18 年から 28 年の平均）である。また、月間雨量は、毎年４月頃から 10 月頃までの間が多くなっており、月間平均雨量は、148㎜（平成 27、28 年）である。

昭和 49 年９月１日の台風 16 号による多摩川堤防決壊時には、19 戸の住戸が流出した。この台風による多摩上流の氷川では、総雨量 527㎜ であった。

近年は、集中豪雨が多数発生しており、特に平成 17 年９月４日には、夜から降り始めた雨が、下水道処理能力（１時間あたり 50㎜）を大きく超え、１時間あたり 79.5㎜（換算）もの集中豪雨となり、旧野川、旧水路、低地など一部の地域では、道路冠水や住宅浸水などの被害が多数発生した。

これは、道路上の雨水集水ます等にゴミ等が詰まっていたり、短時間で集まってくる多量の雨水の量に対して、下水道の雨水流下能力が追いつかないなどの理由により、出水に至ったと考えられる。

また、平成 19 年９月６日から７日にかけて、台風９号が関東地方を縦断し、多摩川上流部にて大雨になり、小河内ダムでは、最大で毎秒 891.4 ㎥を放流し、石原水位観測所（調布市多摩川三丁目）での水位は、計画高水位（5.94m）を越え、最大 6.02m を記録した。

これに伴い、多摩川緑地公園グランドは冠水し、二ヶ領宿河原堰の護床が剥がれる等の被害が発生した。

さらに、令和元年 10 月 12 日に台風第 19 号(令和元年東日本台風)が東京都を通過し、本市では 10 月 10 日から 13 日にかけて暴風や大雨となった。これに伴い、多摩川が増水し、多摩川緑地公園グランドが浸水したことにより、グランドの土が流され、水が引いた後は侵食によって深く大きな穴が開くなどの被害を受けた。

また、西和泉、中和泉地区は、調布市から流れる根川雨水幹線に沿って浸水が確認され、浸水範囲は調布市染地地区にまで拡大した。さらに、猪方、駒井町地区では、猪駒通りを中心に浸水が確認された。

【近年の市内における浸水被害】　（単位：件）

被害内容	平成 17 年 ９月４日	平成 19 年 ８月 28 日	平成 20 年 ８月 29 日	平成 22 年 12 月３日	平成 23 年 ８月 26 日
床上浸水	52	20	4	3	1
床下浸水	23	6	1	0	0
計	75	26	5	3	1

被害内容	平成 25 年 ９月 15 日	平成 26 年 ６月９日	令和元年 10 月 12 日
床上浸水	1	1	102
床下浸水	0	0	199
計	1	1	301

第２部　災害予防

第１章　防災に関する調査研究

第１節　災害危険区域等に関する調査

各防災機関は、毎年次の事項について調査を行い、必要な報告を行うものとする。

１　危険区域の調査

市及び狛江消防署は、災害時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように随時市内の河川を巡視するほか、あらかじめ災害危険区域を調査する。

その他の関係機関も、必要な調査を実施する。

調査事項は、概ね次のとおりである。

○　浸水、冠水のおそれのある地域

○　その他危険が予想される事項

２　重要水防箇所

京浜河川事務所が策定した令和２年度洪水対策計画書によると、多摩川の市内における令和２年度重要水防箇所は、次のとおりである。

【令和６年度　河川重要水防箇所一覧表】

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	都及び市		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
	種別	階級		地先名	粁杭位置			担当水防団体	担当土木事務所		
多摩川	堤体漏水	B	左	狛江市猪方	22.8k +100m 22.8k +50m	30.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り
	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	狛江市猪方	22.8k +50m 22.8k +25m	17.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	積み土のうシート張り
	堤体漏水	B	左	狛江市猪方	22.8k +25m 22.8k +21m	3.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り
	堤体漏水 新堤防	B 要	左	狛江市猪方	22.8k +21m 22.6k +112m	89.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後３年以内の箇所（R1 多摩川左岸猪方築堤工事 R3.6 完成）	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り
	堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要 要	左	狛江市猪方	22.6k +112m 22.2k +28m	452.6	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後３年以内の箇所（R1 多摩川左岸猪方築堤工事 R3.6 完成） 旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り 釜段工法
	堤体漏水 新堤防	B 要	左	狛江市猪方	22.2k +28m 21.6k +137m	490.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後３年以内の箇所（R1 多摩川左岸猪方築堤工事 R3.6 完成）	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り
	堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要 要	左	狛江市駒井町	21.6k +137m 21.4k +123m	205.8	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後３年以内の箇所（R1 多摩川左岸猪方築堤工事 R3.6 完成） 旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り 釜段工法
	堤体漏水 新堤防	B 要	左	狛江市駒井町	21.4k +123m 21.4k +79m	42.4	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 新堤防で築造後３年以内の箇所（R1 多摩川左岸猪方築堤工事 R3.6 完成）	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り シート張り
	堤防漏水	B	左	狛江市駒井町	21.4k +79m 21.4k +0m	76.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り
	堤体漏水 水衝部	B B	左	狛江市駒井町	21.4k +0m 21.2k +0m	185.9	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある個所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り 木流し
	堤体漏水	B	左	狛江市駒井町	21.2k +0m 21.0k +155m	37.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	シート張り

（「令和６年度　東京都水防計画」より抜粋）

【重要水防箇所評定基準】

種別	重　要　度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防漏水	機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれが高く、機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは、機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じる可能性が高いと考えられる箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防では、築造後３年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所

（京浜河川事務所「令和２年度洪水対策計画書」より狛江市該当部分を抜粋）

３　土砂災害警戒区域

令和元年９月 26 日、東京都が土砂災害警戒区域の指定を行った。指定区域は次のとおりである。

○　東野川四丁目 30 番の一部地域（調布市境）

第２節　風水害に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、市の地域に係る総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進する。

第２章　水害・土砂災害予防計画

第１節　河川の現況

１　多摩川　≪京浜河川事務所≫

多摩川は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）により、昭和 41 年に１級河川に指定され、河口から青梅市万年橋まで国土交通大臣が管理することとされ、市内は国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が所管している。

２　野川　≪北多摩南部建設事務所≫

市内の野川は、都の管理河川であり、東京都北多摩南部建設事務所が所管している。時間 50㎜に対応するための護岸整備は既に実施されている。河床掘削は、令和２年より狛江市管内に着手しており、順次下流から整備を進めてきている。

第２節　下水道施設の概要

≪市（環境部）≫

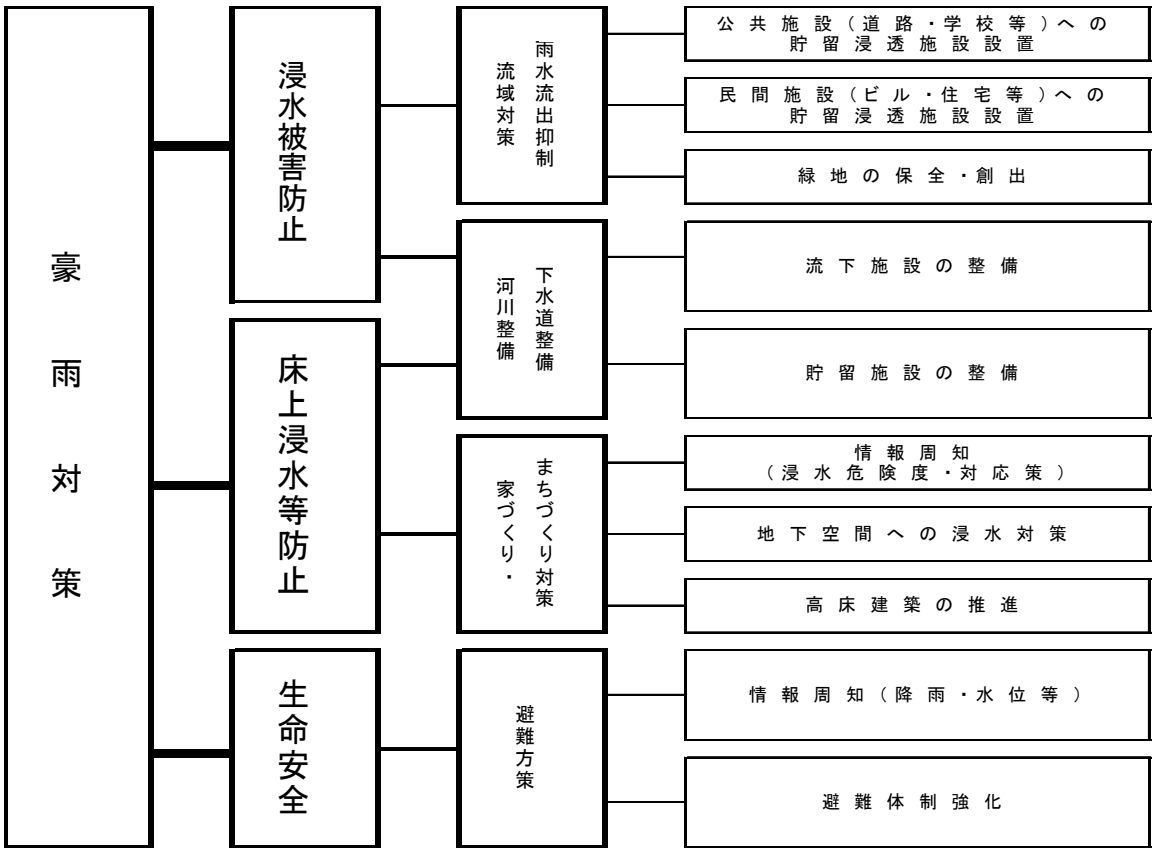
市の下水道処理区域は汚水と雨水を合わせて流す合流式区域が約 67％、汚水と雨水を別々に流す分流式区域が約 33％となっている。市の公共下水道管きょの総延長は約 230.6km（令和６年３月末現在）であり、合流式合流管及び分流式汚水管の整備率は 100％となっているが、分流式雨水管の整備率は約 78.0％（令和６年３月末現在）である。

第３節　豪雨対策

市内の下水道の時間最大 50㎜降雨に対応する整備は完了（分流式雨水管きょを除く）しているが、近年、家屋などへ浸水被害をもたらす集中豪雨が頻繁に発生している。

また、分流式雨水管の整備や総合的な治水対策として、狛江市雨水流出抑制施設設置要綱（平成 25 年要綱第 42 号）に基づく雨水流出抑制施設設置の推進及び指導、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成、湧水保全対策の実施、河川の整備、水循環再構築などを推進する。

【豪雨対策の体系】



１　河川改修　≪北多摩南部建設事務所≫　≪京浜河川事務所≫

（１）多摩川の改修

多摩川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、市は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、市及び都は、国に洪水による災害の防止を図るよう要請していく。

①　現況

水　　系	現　　況
多　摩　川	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに下流部においては高規格堤防事業を実施している。

②　計画

区分	河川整備基本方針	実施計画
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において4,700 ㎥/sec とし、さらに浅川の合流量を合わせ、石原において 6,500 ㎥/sec とする。 その下流では、野川及び残流域からの流入量を合わせ、田園調布（下）において 7,000 ㎥/sec とし、河口まで同一流量とする。	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。

（２）　野川の改修

市内の野川は、時間 50㎜ の降雨に対応するための護岸整備は既に実施されている。河床掘削は、令和２年より狛江市管内に着手しており、順次下流から整備を進めてきている。さらに、平成 29 年７月に改定された野川流域河川整備計画に基づき、今後は時間最大 65㎜ の降雨に対応するため、河道の整備とともに、新たな調節池の整備等を図っていく。

２　雨水流出抑制施設の整備　≪市（環境部・都市建設部）≫　≪都（各局）≫

市区町村（島しょを除く。）と都は、平成５年度に東京都総合治水対策協議会を発足させ、市区町村と都は連携して、公共施設や大規模民間施設等の雨水流出抑制施設設置の促進を図ってきた。

さらに、東京都は、東京都豪雨対策基本方針を策定し、総合的な治水対策を推進してきたが、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえ、東京都豪雨対策検討委員会を設置し、令和５年 12 月に東京都豪雨対策基本方針を改定した。

この計画では、多摩部の目標降雨を時間 75㎜ 降雨に引き上げるとともに、河川や下水道への負荷を減らすため、時間 10㎜ 分を超える流域対策を行うとしており、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促進するための対策を強化していくとしている。

市では、時間雨量 50㎜ 対応で、分流式雨水管を除き下水道整備を完了しており、野川流域豪雨対策計画に基づき、対策を推進中である。今後、東京都の河川整備等を見据えて、市下水道総合計画（平成 26 年３月）及び市下水道浸水被害軽減総合計画（令和５年１月）に則り下水道整備を検討していくとともに、狛江市雨水流出抑制施設設置要綱に基づく雨水流出抑制施設設置の推進及び指導、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成等を行い雨水流出抑制施設の整備を図っていく。

３　下水道の整備　≪市（環境部）≫

市の下水道は昭和 53 年度に合流区域においては時間降雨強度 50㎜ の整備が済んでいるが、高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、地上への流出率が増加したことから、下水道の流下能力以上の雨水が管きょに集まり、流下しきれずに出水を起こしており、これに対応するため、既存管きょの改修を行う。

多摩川の水位上昇に伴う浸水に対しては、排水ポンプ設置を行う等の中長期的対策を進める。

また、合流区域特有の、大雨時に下水が河川に放流されてしまう現象を削減するために、浸透施設の設置を進めていく。

なお、分流地域の雨水については、約 22.0％の区域において管きょの未整備路線が存在しており、その解消に向けて着実に整備を進めていく。

下水道の整備にあたっては、市下水道総合計画に基づき進めていく。また、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による浸水被害を踏まえ、市では令和５年１月に狛江市下

水道浸水被害軽減総合計画を策定しており、同計画に基づき、重点対策地区における対策施設の整備や公助・自助・共助によるソフト対策を進めていく。

４　各種媒体による情報収集及び市民への情報提供

≪市（総務部・企画財政部・環境部）≫　≪都（各局）≫

市では、災害時の緊急情報等を市民に速やかに伝達・広報するため、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、狛江市緊急災害情報メール、各種ＳＮＳ、災害情報共有システム（Ｌアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報等を活用する他、市内のコミュニティＦＭ事業者と災害協定を締結するなど、災害時の情報連絡及び初動体制の強化を図っている。

（１）水防災総合情報システム等

○　東京都の水防災総合情報システムは、洪水や土砂災害等による被害を軽減するため、河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的としたシステムであり、都内に設置した雨量計・水位計から、雨量・河川水位・調節池の貯留量等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するとともに、河川や取水口の映像データを公開している。また、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報、洪水予報等、水防に関する情報をリアルタイムで表示している。

○　都建設局では、位置情報を活用した形で同様の情報をスマートフォン等で閲覧できるようにするなど、より利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語にも対応させている。

○　YouTube「東京都水防チャンネル」では、河川監視カメラの映像が公開されている。

（２）下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）

都下水道局は、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、ＧＰＳ機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細かな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

（３）河川監視カメラ

市では、市内における河川の状況を確認するため、多摩川及び野川において河川監視カメラを運用している。

（４）六郷・猪方排水樋管の水位情報・映像

水害対策の一環として、六郷・猪方排水樋管に水位計、流向計及び監視カメラを設置し、水位情報や映像等をホームページで公開している。

第４節　浸水対策

１　洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表　≪国土交通省≫　≪都（建設局）≫

水防法第 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）を河川管理者が指定・公表した。

国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

河川・水系	洪水浸水想定区域（浸水予想区域）	
	指定・公表の状況	指定・公表 （河川管理者）
多摩川	平成 28 年指定・公表	国土交通大臣
野川	令和元年指定・公表	都知事
入間川	令和６年更新（狛江市が含まれる。）	都知事

洪水浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、市は、平成 19 年３月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）を作成し、以降順次更新を行っている。都が令和６年２月に野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図を更新したことを受け、今後、狛江市洪水ハザードマップの改訂を行う予定である。

２　地下施設における避難体制

≪市（総務部・都市建設部）≫　≪北多摩南部建設事務所≫　≪都（各局）≫
≪京浜河川事務所≫

近年、集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風などにより地下施設等における浸水被害が頻発している。地下施設の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達等が必要である。このため、地下施設における避難体制について定める。また、市は、各地下施設所有者又は管理者に対して、施設の浸水リスクの確認をするよう周知を図る。

（１）地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画

①　地下施設の範囲

水防法第 15 条第１項第４号の規定に基づき、浸水想定区域内において地下施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下施設の範囲は、次のとおりとする。

地下施設の範囲	・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条第１項の規定に基づき防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。 ①地階が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第４条の３に規定する別表第１（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するものを除く。 ②同表（十六の二）項 ・地階に駅舎を有するもの ・その他、市長が必要と認めるもの

② 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

ア （１）①に規定された施設の名称及び所在地が定められた地下施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

イ 避難確保計画及び浸水防止計画を作成又は変更したときは、遅滞なく、これを市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

（２）避難確保計画及び浸水防止計画の作成指導

市長は、（１）①に規定された施設の名称及び所在地を定められた地下施設の所有者等に対し避難確保計画及び浸水防止計画の作成に必要な指導等を行う。

	施設名	作成・報告・公表
避難確保計画の策定状況	狛江駅北口地下駐車場	平成 20 年３月 （平成 28 年修正）
	エコルマ１ビル	平成 20 年３月 （平成 28 年修正）

（３）訓練の実施

（１）①に規定された施設の名称及び所在地を定められた地下施設の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練を行わなければならない。

（４）自衛水防組織の設置

① （１）①に規定された施設の名称及び所在地を定められた地下施設の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を設置しなければならない。

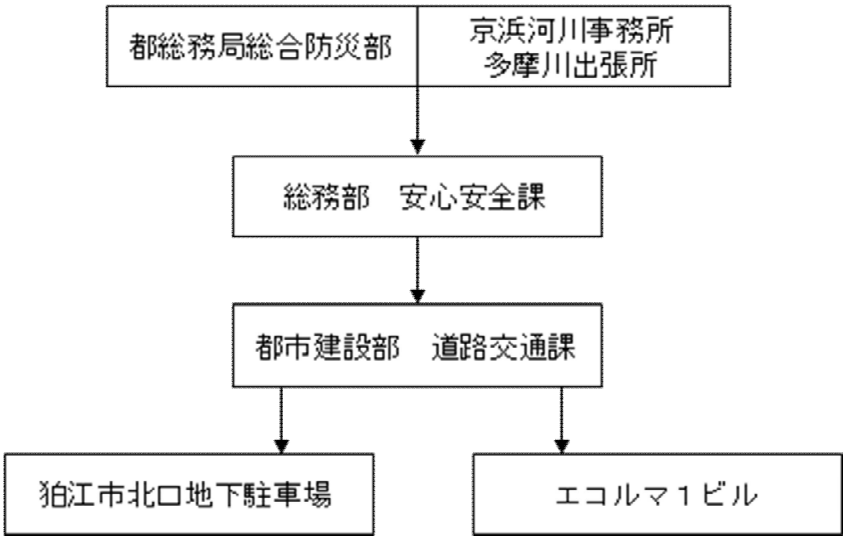
② 自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（５）洪水予報等の伝達体制の整備

関係部長は、（１）①に規定された地下施設に対し、ファクシミリ、電話、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	・多摩川、野川洪水予報 ・その他、浸水対策上、有効な情報

【地下施設に対する洪水予報等の伝達系統図】



３　要配慮者[1]利用施設における洪水予報等の伝達体制

≪市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・教育部）≫　≪北多摩南部建設事務所≫
≪都（各局）≫　≪京浜河川事務所≫

近年の各地における豪雨災害等においては、要配慮者が利用する安全な避難経路と施設を確保するための洪水予報等の伝達が必要である。

このため、これら要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達体制について定める。

（１）要配慮者利用施設における避難確保計画

①　要配慮者利用施設の範囲

水防法第 15 条第１項第４号ロの規定に基づき、浸水想定区域内における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は、次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	・障がい者施設等の社会福祉施設 ・高齢者施設 ・病院、診療所の医療施設 ・児童館等の児童施設 ・保育園等の乳幼児施設 ・学校

②　避難確保計画の作成

ア　（１）①に規定された施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成しなければならない。

イ　避難確保計画を作成又は変更したときは、これを遅滞なく市長に報告しなければならない。

---

[1]　発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者。高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。

（２）訓練の実施

（１）①に規定された施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

（３）市長による助言・勧告

（１）②イ又は、（２）の規定により、報告を受けた場合は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な助言又は勧告をすることができる。

（４）自衛水防組織の設置

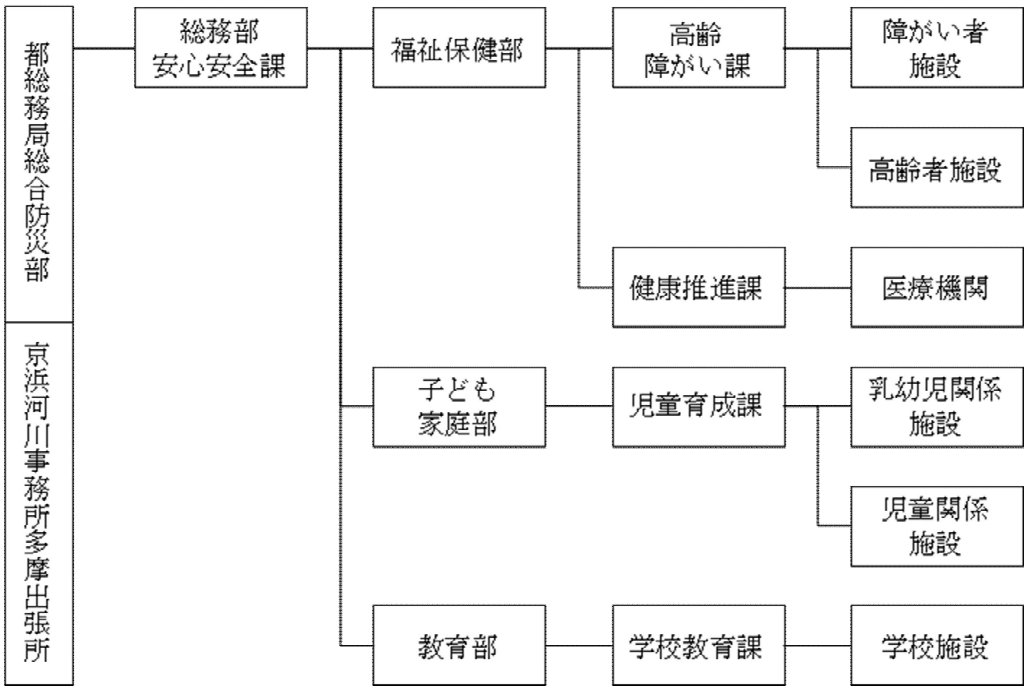
①　（１）①に規定された施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を設置するよう努めなければならない。

②　自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（５）洪水予報等の伝達体制の整備

関係部長は、（１）①に規定された要配慮者利用施設に対し、ファクシミリ、電話、電子メール等により洪水予報等の伝達体制を整備する。

【要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達系統図】



第５節　都市型水害対策

市は、国や都等と連携して、一層の治水事業の促進や組織的な水防活動を推進するとともに、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくためなど、水害防止についての様々な情報をあらかじめ住民に周知することで、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施していく。

１　基本的な考え方

≪市（総務部・環境部・都市建設部）≫　≪北多摩南部建設事務所≫　≪都（各局）≫　≪国土交通省≫

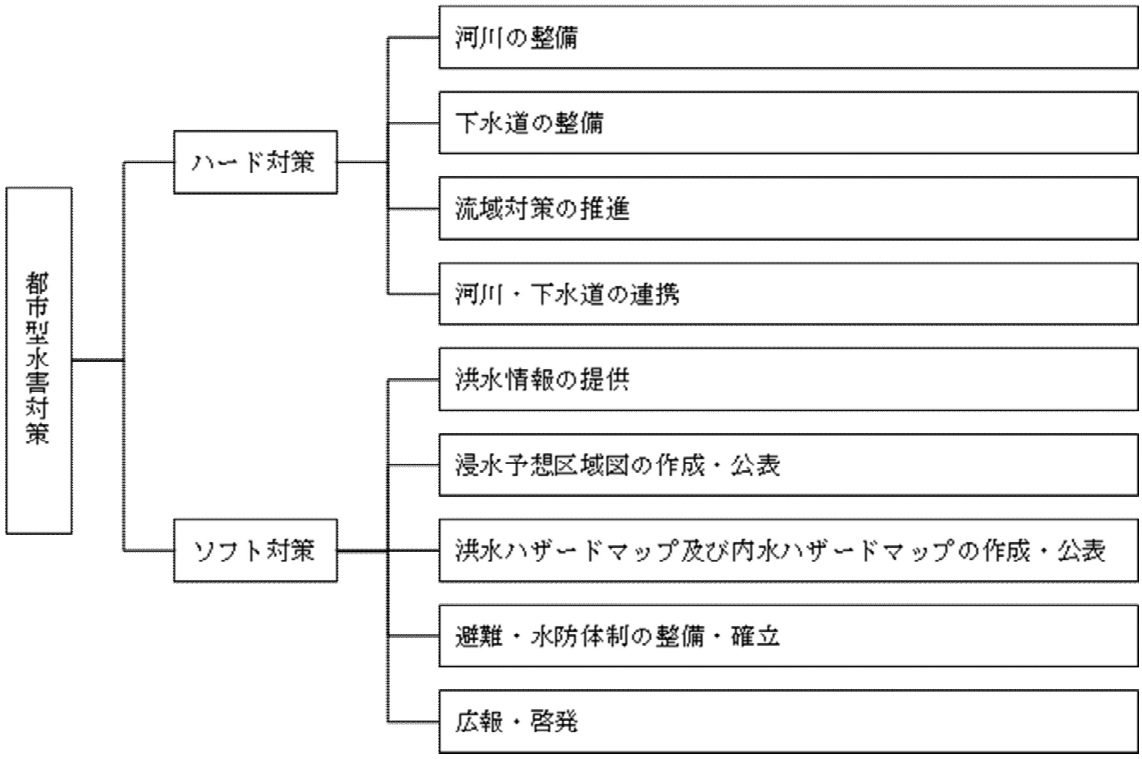
（１）ハード対策

市は、都とともに河川の整備の推進、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

（２）ソフト対策

市は、洪水情報を事前に周知させるため、洪水ハザードマップの更新と周知を行うとともに、洪水時の情報提供のための既存の情報システムの拡充に加え、さらなる情報ルートの開発を検討する。また、洪水時の避難情報の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・水防体制の整備・確立を行い、これらについて広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。

【施策の隊形】



２　市と市民の役割分担

≪市（総務部・環境部・都市建設部）≫　≪市民≫　≪都（各局）≫

集中豪雨等の都市型水害対策は、市や都のみで行えるものではなく、市と市民の役割分担を明確にするとともに、市民と目標を共有しながら、自助・共助・公助が連携し、都市型水害対策を推進していく。

（１）市の役割

市は、最も基本的な対策である河川・下水道施設の整備・更新により、時間雨量65㎜までの浸水を解消していく。

また、狛江市雨水流出抑制施設設置要綱による雨水流出抑制施設設置の指導・推進、適切な土地利用への指導や雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成などをさらに進める。

そして、自助、共助が促進される仕組みを構築するため、特に流域対策やまちづくり対策などにおいて、適切な情報提供を行っていく。

（２）市民の役割

市民はその責務として、水害を直接受けない地域を含め、雨水浸透ますの設置などの雨水流出対策などに取り組むようにする。さらに、共助として狛江市消防団の活動や自主防災組織などが行う浸水被害の拡大を防ぐ自主防災活動に参加する。

また、自助として、自らの生命、身体及び財産を守るため、浸水危険度が高い地域においては、被害を回避するため、土のうや止水板等による応急防水措置を事前に準備しておくとともに、自らの生命、身体及び財産を守るため、集中豪雨等の情報を適時把握し、適切に避難できるようにしておく。

３　集中豪雨初動行動要領による活動　≪市（総務部）≫　≪都（各局）≫

集中豪雨初動行動要領は、集中豪雨時において、都総務局がとるべき活動体制や他の機関との連携体制等をとりまとめた行動マニュアルであり、集中豪雨時の初動態勢の迅速な確立を目指している。この要領の基本方針は、次のとおりである。

○　突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関、市区町村等との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。

○　関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、避難情報発令の判断材料として活用できるよう市区町村に速やかに情報提供を行う。

○　被害発生時は、市区町村、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

○　「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

○　市は、この要領を参考に、初動マニュアル等を作成するとともに、適宜訓練等を実施する。

第６節　洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成・公表

≪市（総務部・環境部）≫

市では、浸水が生じた場合の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した狛江市洪水ハザードマップ（多摩川氾濫版・野川氾濫版）及び内水ハザードマップを作成・公表し、情報の更新時等に市内世帯全戸配布を行っている。

洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減にきわめて有効であるため、各種イベント等で積極的に活用と周知を図っていく。また、併せて避難方法をはじめとした防災に関する知識等、各種防災情報を総合的に案内していく。

１　洪水ハザードマップの目的　≪市（総務部）≫

○　洪水ハザードマップは、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を、住民に分かりやすく提供するために作成し、水防法の規定による浸水想定区域制度の円滑な実施、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進し、洪水による被害を最小限にとどめることを目的とする。

○　市民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自ら避難等の対策を講ずる資料とする。

○　家屋建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。

○　予想浸水深を知ることにより、市民が水害に強い生活様式の工夫を図る。

○　水防活動を円滑に行うための資料とする。

２　洪水ハザードマップの主な内容　≪市（総務部）≫

○　浸水予想区域及び浸水深等

○　避難所（指定避難所・福祉避難所等）、避難場所

○　防災関係機関（市役所、狛江消防署、交番、医療機関等）

○　防災関係施設（排水樋管、土のうステーション等）

３　洪水ハザードマップの活用　≪市（総務部）≫

○　市民に事前配布し、平時からの防災意識の高揚、水害時の円滑かつ迅速な避難行動のための資料とする。

○　水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難情報発令、避難誘導等に活用する。

○　土地利用、建築構造、居住方法などの判断資料として水害に強いまちづくりに活用する。

４　狛江市洪水ハザードマップ　≪市（総務部）≫

（１）多摩川氾濫版

水防法の規定により定められた想定最大規模降雨を想定し、国土交通省関東地方整

備局京浜河川事務所公表の多摩川洪水浸水想定区域図をもとに作成したもの。水防法第 14 条により、国土交通省による洪水浸水想定区域の指定が義務づけられている。

（２）野川氾濫版

水防法の規定により定められた想定最大規模降雨を想定し、都作成の野川流域の浸水想定区域をもとに作成したもの。

５　狛江市内水ハザードマップ　≪市（環境部）≫

想定しうる最大規模の降雨によって下水道などからあふれた水（内水）により氾濫した場合に想定される浸水の範囲と最大の深さを示し、防ぎ方、避難方法などをまとめたもの。

第７節　土砂災害に関するソフト対策

１　土砂災害防止法

○　土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

○　市は、土砂災害警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者施設）に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の情報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条」）

○　なお、当該要配慮者施設の施設管理者は、「避難確保計画」を作成し、市に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる。（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２」）

○　市は、当該要配慮者施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

２　平常時からの情報共有

○　市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を都知事より指定を受けた場合その土砂災害警戒区域や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知する。

○　住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知する。

○　市は、土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設等を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行うことにより、避難体制の強化に努める。

３　土砂災害警戒情報

（１）土砂災害警戒情報

○　市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条に基づき都と気象庁が作成・共同して発表する情報である。

○　大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。

○　発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。

（２）土砂災害警戒情報の伝達

都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及び東京都災害情報システム（以下「ＤＩＳ」という。）を利用し伝達するとともに、東京都防災Ｘ（旧 Twitter）により広く都民への情報発信を行う。

（３）土砂災害警戒情報の取扱い

市は、土砂災害警戒情報に基づく行動計画等について定める。

４　避難情報の発令

市では、避難情報の発令基準を基に速やかに避難指示等を発令し、対象区域に居住する市民へ速やかに伝達する。

第８節　避難体制等の整備・確立

１　防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

≪市（総務部・市民部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫

市は水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設	市庁舎、水防倉庫、避難所（補完利用施設含む）、ポンプ場等
対　策　例	施設の床面・機器のかさ上げ、止水壁・止水板の設置等

２　資機材、物資の備蓄　≪市（総務部）≫

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機材、物資を平時から備蓄しておき、それらを円滑に活用・配給できるよう整備・点検を行い、その充実を図る。

３　迅速かつ正確な情報収集及び伝達　≪市（総務部）≫

市は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、まず正確な情報収集・伝達が必要であり、防災機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情

報を共有・伝達できる体制をつくる。また、防災行政無線等、情報伝達に関する設備について、必要に応じてその機能の維持・拡充を図る。

４　避難体制の整備

（１）避難情報の判断基準

≪市（総務部・福祉保健部）≫

○　内閣府が令和３年５月に公表した避難情報に関するガイドライン(以下「避難情報ガイドライン」という。)を参考に、各地域の特性を踏まえての判断・伝達のための基準や方法等を見直す。

○　浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。

○　内閣府が作成した避難行動要支援者[2]の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年８月（令和３年５月改定））を参考に、避難行動要支援者に関するマニュアル等を作成する。

○　急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

≪都（総務局）≫

○　ＤＩＳにより、平時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市区町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に市区町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

（２）避難体制の整備

≪市（総務部・市民部・福祉保健部・教育部）≫

○　地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

○　避難情報を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

○　避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
・傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
・避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

---

[2]　要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者であり、市が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる者。

・避難情報が解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所からの移動を安全かつ円滑に誘導する。

○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災ガイドの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら市民に周知していく。この際、「東京マイ・タイムライン」を活用したマイ・タイムラインの作成など、風水害が発生する前の準備の大切さについての理解促進を図る。

○　内閣府策定の避難情報ガイドラインに基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難情報が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。

○　都と連携して 65 歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

○　平時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

○　災害時において、被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう協定を締結した他の自治体と協力体制の確立を図る。

≪都（総務局）≫

○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、市区町村と連携を図りながら周知する。

○　防災訓練等を通じた防災行動力の向上を図る。

≪都（各局）≫

○　近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

○　市区町村等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

○　各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

≪都（教育庁）≫

○　災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画（教育庁）】

ア　計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。

イ　避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。

ウ　避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

エ　避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じ

た対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
オ　校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
カ　児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

５　避難所の指定

（１）水害時における避難所体制

市が指定する避難所等は基本的に震災編と同様であるが、水害により多摩川が氾濫した場合など、河川に近い場所に位置する避難所等においては、浸水により震災時と同様に避難所等として開設できないおそれがある。市では、こうしたケースを想定し、風水害時においては施設の安全な上階を避難場所として使用するとともに、指定避難所のほか、他の公共施設をその補完利用施設として設定している。

また、氾濫による被害が発生するおそれのある地域については、指定避難所のほか、他の避難先をあわせて検討し、地域住民のより安全かつ確実な避難体制の確保に努める。また、指定避難所が開設できない場合における避難所の運営体制（合同運営、補完利用施設での運営等）についても併せて検討していく。

（２）避難所の事前指定

≪市（総務部・地域文化スポーツ部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）≫

○　あらかじめ避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。
○　指定した避難所の所在地等を調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告するとともに、ＤＩＳへの入力等により都に報告する。
○　水害時等にも安全な避難所及び避難所までの避難路を指定する。
○　避難所の指定基準については、次の考え方に基づくものとする。

（災害対策基本法によるもの）

【災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の６関係】

・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
・速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
・想定される風水害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
・福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談、介助等の支援体制等を有すること。

（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）によるもの）

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

・風水害等による家屋の倒壊などで現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容するものであること。
・原則として学校、公民館等既存の建物を利用すること。

（その他）

・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね４㎡あたり１人とする。

○　避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
○　自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
○　避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
○　避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
○　市内の市立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
○　避難所に指定されていない公共施設等の補完的利用等を実施する。
○　指定避難所（避難所）については、指定緊急避難場所（災害時集合場所）を兼ねることとする。

（３）避難所の管理運営体制

≪市（総務部・教育部）≫

○　風水害時の避難所の開設・管理運営は、狛江市避難所運営基本マニュアル（令和５年４月改訂）に基づき、市避難所派遣職員が避難所運営本部の主体となり、市避難所派遣職員統制担当が指揮統括する。
○　風水害時においては、緊急避難場所として 24 時間程度の短期的な開設を原則とするが、市内に甚大な被害が発生し、避難所生活を余儀なくされた場合については、避難所運営協議会を中心とする避難者による自主運営を基本として行い、市の避難所派遣職員、関係機関、ボランティア等と協働する。
○　避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
○　都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
○　避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
○　福祉関連のボランティアの派遣について、市内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
○　避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進し、また、感染症の流行等に対応できるよう、平時から避難所のレイアウトや動線の確認、保健担当部局との連携に努める。

○　避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

○　都、東京都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

○　避難所におけるトイレの設置及び管理運営は、上水道及び下水道の使用可能状況を踏まえ、狛江市避難所運営基本マニュアルにある震災時トイレ設置優先順位・使用開始フローを準用する。

【水害時避難所一覧】

	施設名	住所	利用可能階数	
			多摩川氾濫	野川氾濫
1	狛江第一小学校	和泉本町１-37-１	体育館、校舎１階以上	
2	狛江第三小学校	猪方１-11-１	校舎３階以上	校舎２階以上
3	狛江第五小学校	東野川１-35-13	体育館 校舎１階以上	校舎２階以上
4	狛江第六小学校	駒井町１-21-１	校舎３階以上	体育館 校舎１階以上
5	和泉小学校	中和泉３-33-１	校舎２階以上	体育館 校舎１階以上
6	緑野小学校	和泉本町４－３－１	体育館 校舎１階以上	
7	狛江第一中学校	和泉本町２-15-１	体育館 校舎１階以上	
8	狛江第二中学校	猪方２－７－１	校舎３階以上	体育館 校舎１階以上
9	狛江第三中学校	元和泉１-23-１	校舎２階以上	体育館 校舎１階以上
10	狛江第四中学校	東野川４－１－１	体育館 校舎１階以上	
11	上和泉地域センター	和泉本町４－７-51	体育館 １階以上	
12	中央公民館※	和泉本町１－１－５	２階以上	
13	ユニディ狛江店※	和泉本町４－６－３	平面駐車場 立体駐車場	
14	ニトリ狛江ショッピングセンター※	岩戸南２－４－３	平面駐車場 立体駐車場	

※　指定緊急避難場所のみ

【水害時補完利用施設一覧】

	施設名	住所	利用可否	
			多摩川氾濫	野川氾濫
1	和泉多摩川地区センター	猪方４－１－１	×	○
2	根川地区センター	中和泉４-16-３	×	○
3	谷戸橋地区センター	東野川４-30-１	○	×
4	市民総合体育館	和泉本町３-25-１	○	○
5	和泉児童館	中和泉３-12-６	×	○
6	藤塚保育園	和泉本町４－７-35	○	○
7	三島保育園	東野川１-32-２	○	×
8	松原学童保育所	和泉本町１-14-３	○	○
9	東野川学童保育所	東野川１－６－３	○	×
10	駒井学童保育所	駒井町１-21-６	×	○

【水害時の福祉避難所】

	施設名	住所	利用可否		用途
			多摩川氾濫	野川氾濫	
1	あいとぴあセンター	元和泉２-35-１	×	○	要
2	西河原公民館	元和泉２-35-１	×	○	要
3	中央公民館	和泉本町１－１－５	○	○	要
4	野川地域センター	西野川１－６－９	○	×	要
5	岩戸地域センター	岩戸南２－２－５	○	○	要
6	南部地域センター	猪方４-11-１	×	○	要
7	狛江こだま幼稚園（ホール）	中和泉３-14-８	×	○	乳・妊
8	子鹿幼稚園（ホール）	東野川３-17-１	○	×	乳・妊
9	こまえ正吉苑	西野川２-27-23	○	○	高
10	こまえ正吉苑二番館	西野川４－８－８	○	○	高
11	ミライハウス元和泉	元和泉２-16-11	×	○	障
12	複合介護施設和楽	西野川４－６－９	○	○	高
13	愛光女子学園	西野川３-14-26	○	○	要
14	狛江市子育て・教育支援複合施設	元和泉１-11-11	×	○	乳・妊
15	シンフォニー	調布市小島町2-55-4	○	○	障
16	グループホーム朋１	狛江市内	○	×	障
17	カレーショップメイ	狛江市内	×	○	障

※　床上浸水以上の浸水想定がある施設は原則使用しない
※　用途の略号は次のとおり。要：避難行動要支援者　高：高齢者　障：障がい者
　　乳：乳幼児　妊：妊産婦

（４）自主避難所の開設

東京地方の気象状況等から、夜間に避難情報の発令を行うことが予測される場合等、避難情報の発令前の段階において、避難行動に時間を要する市民や自宅での待機に不安を持つ市民等を受け入れるため、一部の指定避難所等を自主避難所として事前に開設する。

６　要配慮者の地域における安全体制の確保

（１）　要配慮者対策の普及啓発

≪市（総務部・福祉保健部）≫　≪都（福祉局）≫

○　都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、市と連携した要配慮者の安全確保に努める。

○　市は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

（２）　避難支援の取組の強化

≪都（福祉局・保健医療局）≫

○　要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、市における要配慮者対策の強化を支援する。

○　特に在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和２年７月改訂（令和６年３月一部改訂））などを活用し、市区町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。

○　障がい者に対し、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行えるよう、障がいの種類・程度に応じた多様な通報手段の整備やその他必要の措置を講ずる。

（３）防災行動力の向上

≪都（各局）≫　≪狛江消防署≫

市等と共同して、自主防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

（４）地域が一体となった協力体制づくりの推進

≪狛江消防署≫

風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

○　避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制

○　社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制

（５）　避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備

≪市（総務部・福祉保健部）≫　≪都（福祉局）≫

○　市長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられた。市は次の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

①登録番号
②氏名
③生年月日
④年齢
⑤性別
⑥住所
⑦電話番号その他の連絡先
⑧世帯状況
⑨居住状況
⑩名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）

○　避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、円滑かつ迅速な避難誘導体制の整備を推進する。

○　作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、狛江消防署、調布警察署、狛江市民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

○　避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。

○　庁舎の被災等により避難行動要支援者名簿の活用に支障がないよう適切な管理に努めるほか、支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル化を行う。

○　都は、こうした市の取組を積極的に支援していく。

（６）個別避難計画の作成

≪市（総務部・福祉保健部）≫

○　個別避難計画の作成及び活用にあたっては、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、円滑かつ迅速な避難誘導体制の整備を推進する。

○　市は、災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導、また、避難所での生活支援を的確に行うため、災害対策基本法第 49 条の 14 の規定に基づき、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努める。

○　個別避難計画は、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき作成し、要綱の狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書

兼個別避難計画書（第１号様式）に掲げる事項を記載する。

○　個別避難計画の作成あたっては、避難行動要支援者又はその家族の承諾のもと、災害発生時に避難行動要支援者の支援を行う避難支援等関係者を指定することとし、避難行動要支援者又はその家族において避難支援等関係者の指定が困難な場合は、町会・自治会、防災会又は民児協、福祉事業者等が避難支援等関係者とのマッチングを支援する。

○　個別避難計画の作成主体は、名簿の提供に同意した避難行動要支援者とし、市は、支援組織に所属するコーディネーターとの協力のもと計画作成を支援し、作成した個別避難計画は、名簿とともに支援組織に提供する。

○　個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。

○　庁舎の被災等により個別避難計画の活用に支障がないよう適切な管理に努めるほか、支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル化を行う。

○　都は、こうした市の取組を積極的に支援していく。

７　広域避難

（１）広域避難体制の整備

≪市（総務部）≫

○　大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、安心安全情報メール、コミュニティ FM やＳＮＳ等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

○　住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。

○　広域避難に係る避難情報の発令タイミングについては、本節４（１）にて作成することとしている避難情報の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。

○　市区町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。

○　広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により市区町村長に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿を活用するなどし、要配慮者の避難対策を強化する。

≪都（総務局）≫

○　住民の避難は、市区町村が主たる役割を担うが、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が市区町村間の調整を行う。

○　広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都県、市区町村等の連携体制の整備を図る。

○　平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、例えば交通事業者と事前に移送手段に係る協定の締結を進める、関係自治体の担当者による意見交換の場を設けるなど、関係自治体又は防災機関と連携を図りながら検討を進めていく。

　また、市区町村における避難方針策定に向けた技術的助言などの支援を行う。

○　広域避難を安全かつ円滑に実施するためには、要請側自治体と受入側自治体との間で相互に協力・連携を図ることが重要であることから、広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を実施するための仕組み作りを支援する。また、市が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。

≪都（福祉局）≫

○　市における要配慮者対策の強化を支援する。

（２）大規模水害時に使用可能な避難所の確保

≪市（総務部）≫

○　住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

○　避難所について、既存の指定箇所の使用の可能性や市内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等と連携を図りながら、市外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。

○　河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

○　避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

≪都（総務局）≫

○　都内の自治体の区域を越える広域的な避難を円滑に実施するため、都が事前に市区町村間の避難者の受入れ先の調整を進めていく。

○　大規模水害の発生のおそれがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県等に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県等との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

第９節　広報・啓発

≪市（総務部）≫

水害対策は、災害発生直後においては、その大切さが広く強く認識されるものの、年月の経過とともにその重要性が忘れ去られてしまう傾向にある。

市民が災害に関する知識を正しく理解するとともに、他者の災害経験を自分のものと考えて行動できるよう専門家等の知見も活用しながら、あらゆる手段を用いて積極的に広報・啓発を行っていく。

○　洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。また、マイタイムラインの作成等による避難方法の検討、指定避難所等以外の安全な避難先（安全な親戚・知人宅、ホテル等）の検討について、周知啓発を図る。

○　水害の危険性や対策の必要性を防災パンフレット等の配布やホームページ等への掲載を通じ広める。

○　集中豪雨の際には、早期の行動が大切であることから、市は、市民に対して、日頃からできる集中豪雨に対する備えと災害発生時の適切な対処法を身につけるため、以下の事項等について啓発を行う。

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者避難等の発令時にとるべき行動
・避難行動への負担感や正常性バイアス等を克服し、タイミングを逸することなく適切な行動をとること
・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保を行うべきこと

○　気象情報などから集中豪雨が発生すると予測される場合には、市民に対して防災行動を促す。

○　関係機関と連携しながら、昭和 49 年９月１日の台風 16 号による多摩川堤防決壊や令和元年東日本台風といった過去の災害について、広く周知することで、市民が災害に関する情報を正しく理解し、教訓を伝承できる環境の整備を図る。

第３章　都市施設対策

第１節　通信施設防災計画

１　計画方針　≪通信事業者≫

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として通信の疎通維持、電気施設設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、設備ごとの予防措置を講じ、万全を期する。

２　災害予防体制　≪通信事業者≫

（１）電気設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア　豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水構造化を行う。

イ　暴風、豪雪等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐風耐雪構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。

（２）電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

キ　市防災センター等の災害対策拠点、医療機関等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。

ク　避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

第２節　電気及びガス施設防災計画

１　方針

電気、ガス等の施設の災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。

２　電気施設　≪東京電力≫

（１）洪水対策

①　計画目標

計画高水位以上

②　施設の現況

送電設備・変電設備は、既往の浸水実績を勘案し、浸水に対する対策を行っている。

（２）強風対策

①　計画目標

建物に対する風圧力は、建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については、上記に準じ、風速 40m/s としている。

②　施設の現況

ア　送電設備

電気設備に関する技術基準により実施している。

イ　変電設備

標準設計では、屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐えるものとしている。

ウ　配電設備

電気設備に関する技術基準により実施している。

エ　通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準により実施している。

３　ガス施設　≪東京ガスグループ≫

ガス施設防災計画は、震災編を準用する。

第３節　上下水道施設防災計画

○　上下水道施設防災計画は、震災編を準用する。

○　水道施設（多摩川関係）の補足　≪都（水道局）≫

風水害による上水道施設の災害防止のため、平時から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム取水堰等については、ゲート操作の円滑を維持するため、定

期的に点検を実施している。洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、マイクロ回線による専用電話を有する。

【多摩川関係水道施設（都水道局）】

施設名		施設の現況
取水施設	小作取水堰	羽村堰上流約２㎞のところにあり、洪水対策用として、洪水吐門扉、土砂吐門扉を備えている。
	羽村取水所	台風大雨等洪水に伴う流量の増加、水位上昇による取水堰の損傷を防止するため、固定堰のほかに投渡堰を設けている。
貯水施設	小河内ダム	洪水時において、ダムから越流することがないよう余水吐を設けてあり、集中豪雨等による急激な流入量の増加を考慮し、一定の制限水位を規定して貯水している。
	村山山口貯水池	常時、小河内ダム貯水量を勘案のうえ、有効に貯水するとともに、洪水時には、導水路からの引込停止等の措置をとる。

第４節　危険物等保安計画

≪狛江消防署≫　≪調布警察署≫　≪多摩府中保健所≫

危険物等保安計画は、震災編を準用するが、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所は、各所轄の危険物等施設に対し、立入検査を随時実施するほか、季節等も考慮し、次のとおり実施する。

○　風害に対しては、台風時期又は春期季節到来期前に実施する。

○　水害に対しては、梅雨及び台風到来以前に実施する。

○　火災に対しては、冬期前に実施する。

また、防災管理者又は危険物等取扱者に各種災害に対応する防災計画を作成させ、これに基づき、災害時の緊急措置として連絡通報、応急措置等の訓練を実施させる。

第４章　応急活動拠点等

第１節　活動庁舎等

≪市（総務部）≫

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

１　本庁舎・防災センター≪市（総務部）≫

（１）防災センター

項目		平時の設備	非常時用の設備
構造		鉄筋コンクリート造　　基礎免震工法	
		地上６階	
面積	敷地	10,373.16㎡　（市庁舎と同一敷地内）	
	延床	1613.93㎡	
電気設備		契約電力 245KW（市庁舎と共用） （デマンド契約のため随時変更あり。容量の 50％想定）	発電機　1,000KVA×１台 （軽油タンク容量　40,000ℓ） （100％の負荷対応で３日間の電力供給可能）
		高圧変電設備　6,600V	
給水衛生設備		飲料水受水槽　７㎥ （市庁舎と共用）	・井戸水利用 ・緊急排水槽　80㎥
消防水利		防火貯水槽　40㎥	

（２）市庁舎

項目		平時の設備	非常時用の設備
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造	
		地下１階、地上５階、塔屋１階	
面積	敷地	10,373.16㎡　（防災センターと同一敷地内）	
	延床	10,742.86㎡	
電気設備		契約電力 245KW （デマンド契約のため随時変更あり。）	防災センターの発電機より供給 （70％の負荷対応で３日間の電力　供給可能）
		・高圧変電設備　6,600V	
給水衛生設備		飲料水受水槽　７㎥ 井戸処理水槽　5.6㎥ 雨水槽　270㎥ 雑用水槽　45㎥	井戸水利用 雨水利用 緊急排水槽　60㎥

２　浸水対策　≪市（総務部）≫

平成 28 年度に国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図及び平成 31 年度に東京都都市型水害対策連絡会が作成した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図によると、本庁舎及び防災センターは、いずれも最大で 1.5m以下の浸水が予想されている。

そのため、本庁舎においては、浸水が想定される箇所へ止水板等の設置を行い、防災センターにおいては、床の高さを 0.7mのかさ上げを行っているほか、自家発電装置を屋上に設置するなどの浸水対策を行っている。

３　水防倉庫及び資機材の整備

≪市（総務部）≫

○　水防倉庫の整備

市は、その管内における水防作業に備え、水防倉庫又は保管スペースの確保に努めており、平成 24 年３月に小田急線高架下（東和泉四丁目６番先）に水防倉庫を整備した。

○　資機材の整備

市は、その管内における水防作業が十分に行えるように資機材の充実に努める。

○　調達資機材の把握

市は、水防資機材を確保するため、市内の業者の手持ち資機材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

≪都（各局）≫

○　都は、市の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるよう努めるものとする。

第５章　地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの命は自ら守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、事業所、市民等及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第１節　市民等の役割

≪市民≫

○　「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
○　早期避難の重要性を理解しておく。
○　マイタイムライン等を作成し、避難方法や避難のタイミング等の事前検討を行う。
○　平時から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
○　洪水ハザードマップなどで、自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
○　水、食料、衣料品、携帯ラジオ、常備薬など非常持出用品の準備をしておく。
○　ライフライン寸断等に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
○　台風等が近づいたときの予防対策、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
○　風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。
○　あらかじめ家族で災害時の連絡方法や震災時と水害時それぞれ避難する場所・避難経路等の確認を行っておく。
○　浸水が心配される場合は、国や都がインターネットやスマートフォン等に配信する雨量、河川水位情報等を確認する。必要に応じて、家財道具を上層階などの安全な場所に移しておく。
○　市、狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う各種訓練（水防・防災など）に積極的に参加する。
○　狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
○　水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝や集水ますのゴミなどの詰まりを取り除く等の対策を協力して行う。
○　避難行動要支援者のいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えのない限り市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供を同意し、また、個別避難計画の作成及び支援組織への提供に協力し、円滑かつ迅速な避難に備える。
○　過去に起きた災害の教訓を伝承する。

第２節　自主防災組織の強化

≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫　≪市民≫　≪自主防災組織≫

狛江市には、市民による自主防災組織として狛江市防災会、避難所運営協議会等がある。防災会は、主に町会・自治会の防災部による組織である場合が多く、市内全域をカバーしている。活動内容は、多岐にわたるが、特に水害時には、初期の簡易浸水防止工法の実施や地域による避難誘導、救出救助活動などが求められ、年に数回、自主訓練や市主催の水防訓練等へ参加し、日頃から災害に備えている。

なお、市では災害時の避難所の運営のあり方を地域住民、ＰＴＡ・学校関係者などで事前に検討し、いざというときに備えておくための自主防災組織として、避難所運営協議会の設置を推進している。令和６年４月１日現在 12 か所で避難所運営協議会が立ち上がっており、それぞれが訓練を実施し、スキルアップを図るとともに各避難所運営協議会間の連携を図っている。

１　自主防災組織等の役割

≪市民≫　≪自主防災組織≫

地域住民や地域の団体等が自主的に結成する自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

○　防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
○　情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
○　避難、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
○　地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
○　地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
○　地域内の企業・事業所と連携・協力体制の整備
○　行政との連携・協力体制の整備
○　要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

２　自主防災組織の育成・活性化

≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫　≪狛江消防署≫

○　市は、市民への積極的な支援・助言による地域に根ざした自主防災組織の育成を推進する。この際、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーの育成に留意する。
○　市は、狛江消防署と連携し、救出救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努め、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成を図る。
○　市は、自主防災組織を活性化させ、発災時に効果的な活動をするために、資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備を図るとともに、平時の活動に対して支援を

図る。

○　市は、自主防災組織の組織化と活性化を図るため、パンフレットやマニュアルを作成する等、自主防災組織の活動内容や重要性について、積極的に市民に周知する。

第３節　狛江市消防団を中核とした地域防災力の充実強化

≪狛江市消防団≫

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、自治体、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である狛江市消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、狛江市消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに取り組む。

第４節　行政・事業所・市民等の連携

１　目標

市、事業所、市民その他防災機関は、地域における連携体制や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムを確立する。

２　地域における防災連携体制の確立

≪市（総務部・地域文化スポーツ部）≫　≪狛江消防署≫　≪狛江市消防団≫

市及び防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立に努める。

（１）連携・協力体制

自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

（２）地域コミュニティの活性化

狛江市防災会、町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図っていく。

（３）地域防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった地域の防災訓練の充実を図っていく。また、市は、町会等が行う事業に対する助成において、防災訓練を助成対象とし、地域の防災活動を支援する。

第６章　防災運動の推進

第１節　防災意識の啓発

≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫

実際の災害や水防対策に必要な正しい防災知識や適切な防災行動力は、市民一人ひとりの防災意識が大きく影響する。

市は、各防災機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する正しい知識の普及に努めるとともに、狛江市防災会、避難所運営協議会等の自主防災組織への加入や水防訓練等への積極的参加を呼びかけ、市民の防災意識の啓発を図るための諸施策を進めていく。

また、表現方法等を工夫し、市民にとってわかりやすい情報を提供することに常に配慮しながら、防災広報活動の充実に努めるとともに、アンケート調査など広聴活動を適宜実施し、市民の防災意識や防災に関する市民ニーズの把握に努め、今後の防災行政に反映させる。なお、主な広報内容は以下のとおり。

○　台風、多摩川・野川洪水、内水氾濫、集中豪雨（ゲリラ豪雨）、都市型水害に関する一般知識
○　自主防災組織の風水害対策
○　風水害への備えと防災意識の向上
○　竜巻に対する備え
○　ゲリラ豪雨対策
○　家庭での浸水対策
○　災害情報の入手方法
○　避難するときの注意
○　地下空間における緊急的な浸水に対する心得
○　応急救護の方法
○　自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
○　避難情報に関する取扱い

第２節　水防訓練

≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫　≪調布警察署≫　≪狛江市消防団≫　≪自衛隊≫　≪その他の防災機関≫

水防法及び同法に基づく都水防計画（令和６年度）に準拠し、本計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫等における水防工法の習得を目的として、狛江消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。

また、近年頻発する集中豪雨にも対応するための市民にもできる簡易水防工法など、都

市型水害にも備えた水防訓練を実施する。

１　訓練項目

次の全部又は一部を選択し、実施する。

○　参集及び部隊編成訓練
○　情報通信訓練
○　本部運営訓練
○　水防工法訓練(土のう作り、積土のう、鋼板防護、月の輪等)
○　救助・救急訓練
○　浸水地水災防ぎょ訓練
○　住民避難訓練
○　都市型水害対応簡易水防工法（地下室浸水防止工法、住宅浸水防止工法）
○　その他水災時の活動に必要な訓練

２　参加機関

市、狛江消防署、調布警察署、狛江市消防団、自衛隊、防災機関等

なお、東京消防庁本庁や近隣市区、協定を締結した他自治体との合同による訓練も実施していく。

３　実施回数

原則として年１回以上（出水期前）実施する。

第３節　狛江消防署の水防訓練

≪狛江消防署≫

管内における集中豪雨や都市型水害等の水災に備え、水防活動に必要な署隊本部運営能力の向上、基本的な水防工法等の習熟等を目的に、年１回以上、水防訓練を実施する。

訓練項目

○　部隊編成訓練
○　水災システム運用要領を含む情報通信訓練
○　署隊本部運営訓練
○　水防工法及び水防活動訓練
○　水災現場の安全管理訓練　等

第４節　消防団員等の知識の向上

≪狛江市消防団≫

東京消防庁合同訓練や第八消防方面本部訓練等に幹部団員等を派遣し、水防工法等の知識の習得に努める。

第５節　警備訓練

≪調布警察署≫

１　方針

風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊等の災害警備訓練を実施し、災害時における警備体制の確立を図る。

２　実施要領

実施要領は、警備部において具体的に定める。

（１）実施時期及び場所

実施時期は、警視庁警備部が指定する時期とする。場所は、その都度定める。

（２）訓練の種類

①　幹部訓練

ア　実施方法

幹部を対象に実施する。

イ　訓練項目

・部隊指揮方法
・水防工法
・救命索操作要領
・舟艇操法（船外機操法を含む。）
・避難誘導
・照明資機材の操作要領

②　部隊員訓練

ア　実施方法

部隊員を対象に実施する。

イ　訓練項目

・救助活動
・避難誘導
・広報活動
・水防工法
・交通制限
・舟艇操作法
・通信訓練
・アイソトープの取扱い

第６節　市民自主避難訓練

１　方針　≪市（総務部）≫　≪市民≫　≪自主防災組織≫

風水害等の各種災害発生時における地域住民の円滑な避難を確立するために、自主防災組織は、市洪水ハザードマップに明記されている避難所への避難経路や避難方法等の避難行動について地域ごとに訓練を行うよう努める。市は、このための指導・援助を行う。

２　対象地域　≪市（総務部）≫

避難訓練の対象地域は、主として多摩川・野川の浸水想定区域内・浸水予想区域内となるが、下水道の整備水準を超える集中豪雨等を考慮して、狛江市防災会等の自主防災組織や町会・自治会、地域の社会福祉団体等の意見を踏まえて定める。

第３部　災害対応

第１章　水防活動態勢

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災、被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３（相当）	警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
市	○気象情報の収集、分析及び各部・機関・市民への情報提供 →					
	○河川流域自治体、関係機関とのホットラインによる情報収集・調整 →					
	○防災情報提供システムによる情報収集 →					
			○災害即応対策本部の設置（必要に応じて）			
			○水防非常配備態勢の発令			
					○災害対策本部の設置（必要に応じて）	
			○水防活動の実施 →			
			○高齢者等避難	○避難指示		
					○災害救助法の適用（検	
					○関係機関への応援要請	
			○職員参集（休日・夜間			
			○市民への注意喚起			
狛江市消防団	○気象情報、水位情報の収集					
			○水防活動の実施 →			
			○水防に関する警戒の実施			
気象庁	○東京都気象情報の発表					
	○気象解説ホットライン（随時） →					
	○防災情報提供システムによる情報提供 →					
	○気象情報連絡会実施	○大雨、洪水注意報発表	○大雨※、洪水警報発表	○土砂災害警戒情報発表	○大雨特別警報発表	
	○早期注意情報発表（警戒級の可能性）	○氾濫注意情報発表	※夜間～翌日早朝に大雨（土砂災害）に切り替える可能性の高い注意報は警戒レベル３に相当	○氾濫危険情報発表	○氾濫発生情報発表	
			○氾濫警戒情報発表			

機関	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
					発災、被害の発生	
	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３（相当）	警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
都災害対策本部	○気象情報の収集、分析、提供 →					
	○気象庁ホットライン（随時） →					
	○防災情報提供システムによる情報収集 →					
	○気象情報連絡会の実施					
	【災害監視体制】		【情報連絡態勢】		【災害即応態勢】【非常配備態勢】	
		○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○区市町村、各局等への情報提供、注意喚				
					○災害救助法の適用の検討	
			○被害状況の収集 ○災害即応対策本部（応急対策本部）の設置検討・設置 ○区市町村へ情報連絡要員派遣			
					○災害対策本部の設置検討・ ○自衛隊の災害派遣要	
都水防本部（建設局）	○水位情報の提供・伝達 →					
	○気象情報の収集・提供 →					
			【警戒配備体制】			
		【連絡体制】 ○総務局との連携 ○注意報（大雨、洪水などの受信・伝達）	○水防本部の設置 →		【第一次～第四次非常配備体制】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○特別警報（大雨）の受信・伝達 ○氾濫発生情報の発表・伝達	
			○雨量・水位の観測 ○警報（大雨、洪水など）の受信・伝達	○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○氾濫危険情報の発表・伝達		
		○区市町村への水防活動支援 →				○応急復旧の実施 ○技術的援助
警視庁	○気象情報、被害等に関する情報収集 →					
					○被害状況の調査	
		○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置 →				
		○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施			○発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導等	
					○救出救助活動 →	
					○被害状況等により警察災害派遣隊の派遣要請	

機関	発災、被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３（相当）	警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
東京消防庁	○気象情報・水位情報の収集 →					
	【必要に応じて水防態勢発令】		→ 【水防態勢発令】		→	
			【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・水防部隊を編成			
	⇢	○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動			→	
					○知事に対し緊急消防救助隊の派遣要請 ○必要に応じて現場救護所を設置	
鉄道事業者等	○気象庁情報の収集	○気象情報装置（雨量計、水位計風速計）のデータ収集、監視	○警戒態勢、動員体制決定・発令		○災害状況の把握（旅客の救出）（被害状況調	○災害規模に応じ応急体制をとり仮復旧
			○要注意箇所巡回、点検		○災害発生時の連絡体制	○規模に応じて協力会社に応援要請
	○計画運休の可能性情報発信	○運転計画の詳細な情報発信	○応急資材の準備		○災害対策本部の設置	
		→				

【市の活動態勢の流れ】

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">状況</td><td colspan="5">発災、被害の発生</td></tr>
<tr><td>事前情報収集期</td><td>情報監視期</td><td colspan="2">情報連絡期</td><td>災害即応期</td><td>応急対応期</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒レベル１</td><td>警戒レベル２（相当）</td><td>警戒レベル３（相当）</td><td>警戒レベル４（相当）</td><td>警戒レベル５（相当）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">・台風の接近の可能性
・大雨洪水等の注意報発令</td><td colspan="3">降雨状況に応じて変遷</td><td rowspan="2">状況に応じて変遷</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">台風が接近
・大雨、洪水警報発表
・氾濫警戒情報発表</td><td>・土砂災害警戒情報発表
・氾濫危険情報発表</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市</td><td>総務部安全安心課</td><td>情報収集態勢
○各自、気象情報を収集</td><td>情報監視態勢
○管理職等は参集し、気象情報の収集など状況を把握</td><td colspan="2">情報連絡態勢
○課全職員は参集し、気象情報の収集・伝達など状況把握</td><td rowspan="2">災害対策本部の設置</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>環境部・都市建設部</td><td></td><td></td><td colspan="2">○一部職員は参集し、気象情報の収集・伝達など状況把握</td></tr>
<tr><td>全庁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第１節　市の活動態勢

○　震災編を準用する。本計画第３部において各部が実施する事項のうち、災害対策本部が設置され、災害対策本部事務局が実施する事項は、担任を適宜事務局に読み替える。

１　市職員の初動態勢　≪市（総務部・企画財政部・環境部・都市建設部）≫

勤務時間内	**（１）気象情報の把握及び連絡** 市の地域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、安心安全課は情報監視態勢をとり、気象情報等を収集し状況の把握を行う。 さらに、市の地域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の警報が発表されたときは、安心安全課は情報連絡態勢をとり、気象情報等を収集するとともに、必要に応じて関係部署に情報を伝達する。
	（２）災害即応対策本部の設置 突発的・局地的な集中豪雨での市災害対策本部を立ち上げるまでの間、若しくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な態勢を確立する。
	（３）被害状況の把握 出水が確認されたときは、その範囲、道路や住宅の浸水状況、避難所となる施設及び施設周辺の冠水状況を関係機関に連絡し、必要に応じて職員を派遣する。
	（４）広報の実施 市は、防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、広報車、市ホームページ、狛江市緊急災害情報メール、Yahoo!防災速報、各種ＳＮＳ、コミュニティＦＭ等各種媒体を活用し、市民に対して気象情報、河川水位情報、出水情報等の広報を行うとともに、出水に対する注意喚起を行う。
休日・夜間等（勤務時間外）	**（１）気象情報の把握及び連絡** 市の地域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、安心安全課は情報収集態勢をとり、気象情報の収集に努めることとし、安心安全課管理職等は必要に応じて参集し、情報監視態勢をとる。
	（２）水防非常配備態勢 市の地域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の警報が発表されたときは、安心安全課職員及び環境部・都市建設部の一部職員は、情報連絡態勢のため、必要に応じて非常参集する。
	（３）災害即応対策本部の設置 突発的・局地的な集中豪雨時で災害対策本部を立ち上げるまでの間、若しくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な態勢を確立する。
	（４）参集途上の措置 ○　職員は、参集途上の災害状況や施設の被害状況を把握し、所属長に報告する。 ○　職員は、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは、救助等の適切な措置を講じてから参集する。
	（５）被害状況の把握及び広報の実施 勤務時間内の初動態勢に準じて被害状況を把握するとともに広報活動を実施する。

２　市の水防非常配備態勢

種別	発令の時期	態勢の内容
第１非常配備態勢	災害が発生するおそれがあるとき、局地的災害が発生したときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	水防その他の災害に対応するための措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢
第２非常配備態勢	事態が切迫し、市内の全域に災害が発生すると予想されるとき、複数の地区に災害が発生したときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	第１非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢
第３非常配備態勢	災害が拡大し、第２非常配備態勢では対処できないときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	複数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第４非常配備態勢	災害が拡大し、第３非常配備態勢では対処できないときその他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	本部の全力をもって対処する態勢

３　水防非常配備態勢の特例　≪市（総務部）≫

市長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ水防非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢の指令を発することができる。

第２節　集中豪雨への対応

災害即応対策本部の設置　≪市（総務部・環境部・都市建設部）≫

突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な態勢を確立する。

次の各号のいずれかに該当し総務部長が必要と認めたときに設置する。

○　集中豪雨による局地的な災害が発生したとき

○　その他、突発的かつ局地的な災害が発生したとき

【参考　都災害即応対策本部の組織】

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	・危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ・時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	・集中豪雨による局地的な災害が発生したとき ・大規模事故テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき ・局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないとき	・危機に対処するための対応策の策定 ・対応局の役割分担総合調整 ・災害情報の共有 ・他局、市区町村の設置する本部等との連携 ・その他必要な応急措置

第３節　消防団の活動態勢

狛江市消防団は、市民に対して出水に対する警戒の呼びかけを行う一方、関係機関に協力して水防作業、救出・救護作業等の水防活動にあたる。

１　水防警戒　≪狛江市消防団≫

出水した場合又は出水のおそれがあると判断した場合は、地下室からの避難や土のうの準備、避難の準備などの市民に対する呼びかけを行う。

２　情報収集活動　≪狛江市消防団≫

災害の初期対応を行うとともに、ＭＣＡ無線機等を活用し、水防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

３　関係機関の水防活動への協力　≪狛江市消防団≫

関係機関の水防活動等に協力し、土のうの設置、道路障害物除去、排水作業等の水防活動を行う。

４　救出・救護　≪狛江市消防団≫

救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

５　避難所の防護等　≪狛江市消防団≫

避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難所の防護活動を行う。

第４節　防災機関の活動態勢

１　責務　≪各防災機関≫

防災機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、それぞれの所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

２　活動態勢　≪各防災機関≫

防災機関は、責務を遂行するため、必要な組織を設置するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、服務の基準等を定める。

第２章　情報の収集・伝達

【水防応急活動の流れ】

<table>
<tr><td rowspan="2">機関</td><td colspan="6">発災、被害の発生</td></tr>
<tr><td>事前情報収集期</td><td>情報監視期</td><td colspan="2">情報連絡期</td><td>災害即応期</td><td>応急対応期</td></tr>
<tr><td></td><td>警戒レベル１</td><td>警戒レベル２（相当）</td><td>警戒レベル３（相当）</td><td>警戒レベル４（相当）</td><td>警戒レベル５（相当）</td><td></td></tr>
<tr><td>市</td><td colspan="6">○気象情報、河川水位情報等の収集 ―――――――――――――――――→
○市民に対して防災行動を促す
○高齢者等避難　○避難指示
○都への被害状況の報告
○都への水防報告等の実施</td></tr>
</table>

第１節　災害予警報等の伝達

１　方針

気象、地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を、各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集し、伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令、被害状況等の報告基準、災害地調査等について定める。

２　気象、地象、水象その他災害原因に関する情報の収集及び伝達

（１）異常現象の通報

≪市（総務部）≫

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。

イ　災害対策基本法第 54 条に基づき、市長が行う異常現象に関して通報すべき事項は次のとおりである。

・著しく異常な気象現象(例：竜巻、強い降雹等)
・気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
・水象に関する事項

ウ　市は、イの事項を直ちに気象庁及び都に通報する。

≪狛江消防署≫

署長は、異常現象等災害原因に関する情報を知ったとき、又は通報を受けたときは、直ちに市長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

≪調布警察署≫

署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

（２）災害原因に関する情報の通報

≪市（総務部）≫

市は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、狛江消防署長へ連絡し情報の共有化を図るとともに、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織や市民に周知する。また、警報及び重要な注意報について、都、調布警察署、狛江消防署又はＮＴＴからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、相互に情報交換するなど連絡を密にする一方、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都総務局等の協力を得て、市民に周知する。

３　気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

≪市（総務部）≫　≪都（各局）≫　≪気象庁≫

○　気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び市区町村における避難情報発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び市区町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、ホットラインという。）を設置し、運用している。

○　市（総務部）は、大雨時等に避難情報発令の判断や防災体制の検討等を行う際など、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

○　気象庁東京管区気象台は、すでに警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び市区町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び市区町村に対し、直接実施する場合がある。

○　ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には市区町村、関係機関等へ提供する。

４　同一河川・圏域・流域の市区町村における情報の共有

≪市（総務部）≫　≪都（各局）≫　≪流域市区町村≫

（１）情報の共有の必要性

中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。

水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難情報を発令するが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクシミリなどにより、市区町村の避難情報発令に有効な情報を提供するものとしており、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直

接メールを送るホットメールの取組を平成 30 年６月より運用開始している。これを受け、市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報（避難情報発令の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。これにより、集中豪雨などに際しても、避難情報を遅滞なく発令することが可能となる。

（２）河川・流域の設定

市内で設定されている河川は、多摩川沿川・野川流域である。

（３）情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の市区町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。

・同一河川・圏域・流域の市区町村が発令した避難情報
・同一河川・圏域・流域の市区町村からの浸水状況報告等
・避難が必要な区域
・同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
・その他

５　竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

（１）段階的な情報提供

≪気象庁≫

○　予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から１日程度前に大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、竜巻などの激しい突風と明記して注意を呼びかける。

○　雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に竜巻と明記して特段の注意を呼びかける。

○　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

○　竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その１時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平時を含めて常時 10 分毎に発表する。

（２）都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

≪都（総務局・建設局）≫　≪気象庁≫

情報の伝達は、第３部第４章水防対策の気象情報伝達系統図（64 ページ参照）の伝達経路により行うものとする。

（３）竜巻注意情報が発表された場合の対応

≪市民≫

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的である。

（４）市民に対する周知啓発

≪市（総務部）≫

市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について市民に対する周知、啓発等に努める。

【竜巻等に関連する段階的な情報の発表】（気象庁ホームページより）



６　特別警報が発表された時の情報の共有

○　気象庁は平成 25 年８月 30 日から、特別警報の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）

現象の種類	基　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

○　市は、特別警報について、都、総務省消防庁、ＮＴＴから通知を受けた時又は自らが知ったときは、直ちに市民及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

第２節　被害状況等の報告態勢

≪市（総務部・市民部・福祉保健部・環境部・都市建設部・教育部）≫

震災編を準用するが、被害状況等の報告・伝達系統については次のとおりとする。

【被害状況等の報告・伝達系統】



第３節　災害時の広報及び広聴活動

≪市（総務部・企画財政部・子ども家庭部・教育部）≫

市の広報活動については、次のとおりとする。

１　防災機関との連携

市内において、風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに狛江消防署、狛江市消防団、調布警察署、その他防災機関と連携して、必要な広報活動を実施する。

２　風水害発生直後に行う広報内容

○　災害の規模・気象・水象の状況

○　避難方法等

３　被災者に対する広報内容

○　被害情報

○　食料・生活物資等の供給状況

○　医療救護活動の状況

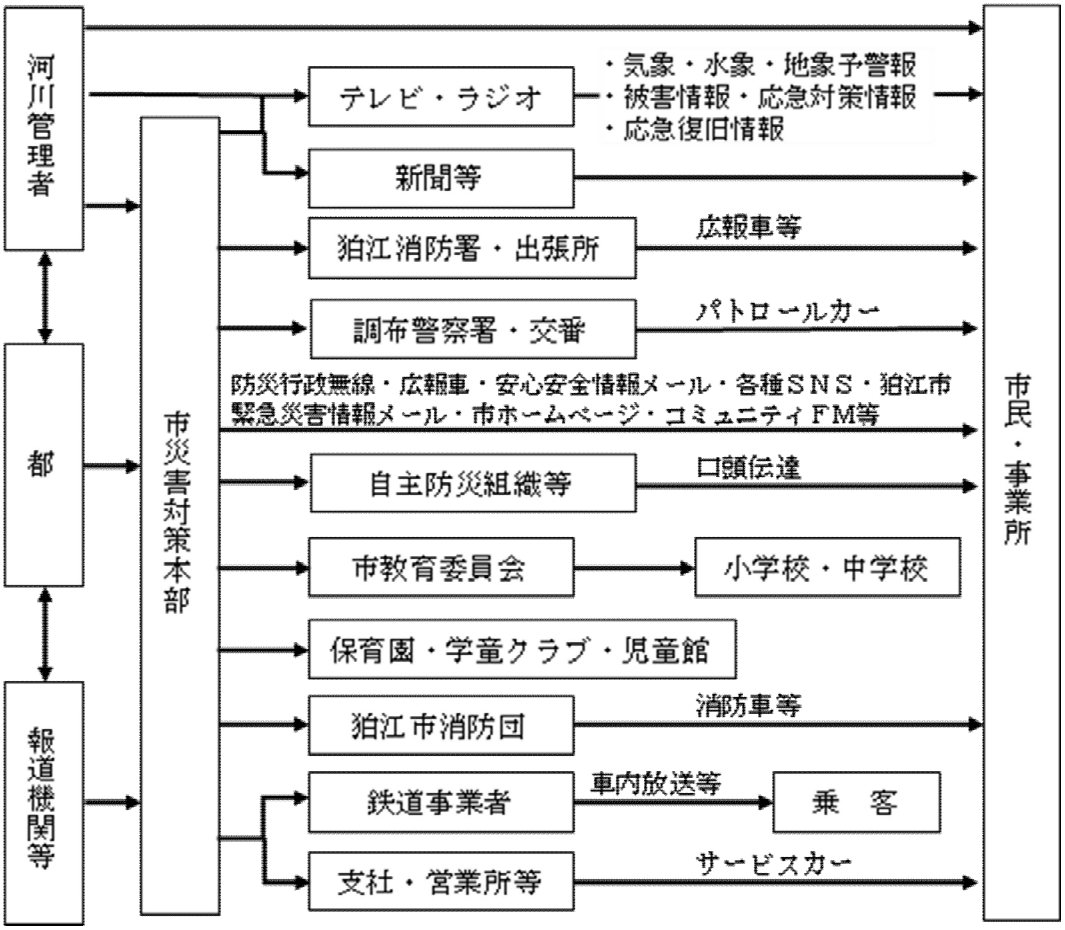
○　ライフラインの復旧状況

○　交通機関等の復旧状況

４　応援の要請

市は、必要に応じて、都災害対策本部に広報に関する応援を要請する。

【災害時の広報活動における主な系統図】



第３章　応援協力・派遣要請

風水害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

特に、被害が広範に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難なことから都、他市区町村、自衛隊、民間事業者等に協力を得て防災対策を行う。

なお、これらの機関等に対する要請要領等については、震災編「第３部第２章別紙第３、６応援協力・派遣要請」を準用する。

第４章　水防対策

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災、被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３（相当）	警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
市	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 →					
			○水防非常配備態勢の発令			
		○市民への広報 →				
			○災害即応対策本部の設置（必要に応じて）			
					○災害対策本部の設置（必要に応じて）	
			○水防活動 →			
			○高齢者等避難	○避難指示	○災害救助法の適用（検	
					○関係機関への応援要請	
					○被害状況の収集・報告	
狛江市消防団	○気象情報、水位情報の収集・伝達 →					
			○市内巡視			
			○水防活動の実施 →			
狛江消防署	○気象情報、水位情報の収集・伝達 →					
		○対策本部の設置				
		○水防活動の実施 →				
					○被害状況の収集・報告	
都水防本部（建設局）	○気象情報、水位情報の収集・伝達 →					
		【連絡態勢】	【警戒配備態勢・非常配備態勢】			
		○市区町村への水防活動支援 →				
					○点検対象施設現場調査	
					○被害状況の把握	
						○応急復旧
東京消防庁	○気象情報・水位情報の収集 →					
	【必要に応じて水防態勢発令】 →		【水防態勢発 →			
			【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】			
			○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成			
	○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動 →					
					○必要に応じて現場救護所を設置	
					○知事に対し緊急消防救助隊の派遣要請	

<table>
<tr><td rowspan="2">機関</td><td colspan="5">発災、被害の発生</td></tr>
<tr><td>事前情報
収集期</td><td>情報監視期</td><td colspan="2">情報連絡期</td><td>災害即応期</td><td>応急対応期</td></tr>
<tr><td></td><td>警戒レベル１</td><td>警戒レベル２
（相当）</td><td>警戒レベル３
（相当）</td><td>警戒レベル４
（相当）</td><td>警戒レベル５
（相当）</td><td></td></tr>
<tr><td>関東地方整備局</td><td colspan="6">○気象・海象情報等の収集 ―――――――――――――――――――――――――→
○洪水予報発表（気象庁も共同）、水防警報発表
○水防活動 ―――――――――――→ ○緊急復旧対策 ―――→
○情報連絡体制確保
○災害対策本部設置</td></tr>
</table>

※水防活動に関する具体的事項については、東京都水防計画による。

第１節　目的

この対策は、水防法、災害対策基本法、東京都地域防災計画＜風水害編＞及び東京都水防計画に基づき、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合に、これらの警戒、防ぎょすることにより被害の軽減を図ることを目的として、市内の各河川、道路に対する監視警戒その他水防上必要な事項について定める。

第２節　任務

≪市（各部）≫

市は、水防法第３条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

第３節　水防情報

１　気象情報　≪市（総務部）≫

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、市は、都等を経由して気象庁からファクシミリやオンラインにより入手する。

（１）注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに注意報を、重大な災害が起きるおそれのあるときに警報を、広範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに特別警報を発表して、注意や警戒などを呼びかける。

水防活動に用いる気象等の注意報、警報、特別警報で市に該当するものは、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報及び大雨特別警報である。

【警報・注意報発表基準一覧表】（令和５年６月８日現在）

狛江市	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		多摩北部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準*	多摩川流域=(10, 67)、野川流域=(24, 12.7)
			指定河川洪水予報による基準	多摩川［調布橋・石原・田園調布（上）］ 野川・仙川［大沢池上・鎌田橋野川 ・鎌田橋仙川］
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風節		平均風速	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	18
			土壌雨量指数基準	30
	洪水		流域雨量指数基準	野川流域=13.2
			複合基準*	多摩川流域=(10, 59.6)、野川流域=(17, 11.4)
			指定河川洪水予報による基準	多摩川［石原］
	強風		平均風速	13m/s
	風説		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	低温		夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下	
	霜		4 月 10 日～5 月 15 日　最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃のとき	
記録的短時間大雨警報			1 時間降水量	100mm

＊（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（２）大雨注意報、警報などの発表区域

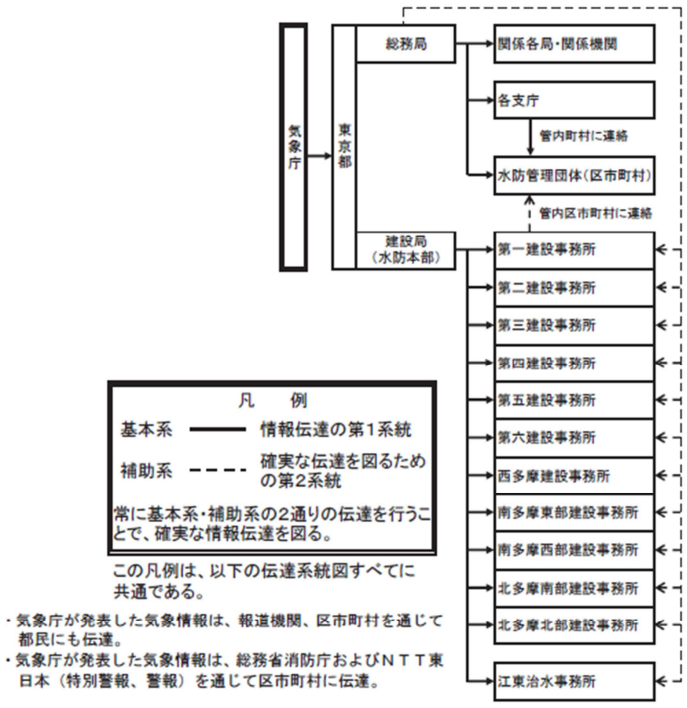
気象庁は、気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を次のとおり発表する。

府県予報区	一次細分区域	該当市区町村	都所管建設事務所
東京地方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	第五建設事務所
		台東区、荒川区、足立区	第六建設事務所
	23 区西部	文京区、北区	
		千代田区、中央区、港区	第一建設事務所
		品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	第二建設事務所
		新宿区、中野区、杉並区	第三建設事務所
		豊島区、板橋区、練馬区	第四建設事務所
	多摩北部	三鷹市、小金井市、調布市、狛江市、西東京市 武蔵野市、府中市	北多摩南部建設事務所
		小平市、東久留米市、武蔵村山市、国立市、国分寺市 立川市、昭島市、東大和市、東村山市、清瀬市	北多摩北部建設事務所
	多摩南部	町田市、稲城市、多摩市	南多摩東部建設事務所
		八王子市、日野市	南多摩西部建設事務所
	多摩西部	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町 日の出町、奥多摩町、檜原村	西多摩建設事務所

（３）気象情報伝達系統図

気象情報の伝達系統図は、次のとおりである。

【気象情報伝達系統図】



（令和６年度東京都水防計画より）

２　洪水予報河川（国管理河川）

水防法第 10 条第２項において、「国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域

及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。」と定められている。市の地域では、多摩川がこれに該当する。

（１）多摩川洪水予報

①　種類と発表基準

種　類	基準地点	発表基準
氾濫注意情報	調布橋、石原 田園調布（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報		基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報		基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報区域内	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	調布橋、石原 田園調布（上）	基準地点の水位が、氾濫注意水を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

②　基準地点の情報

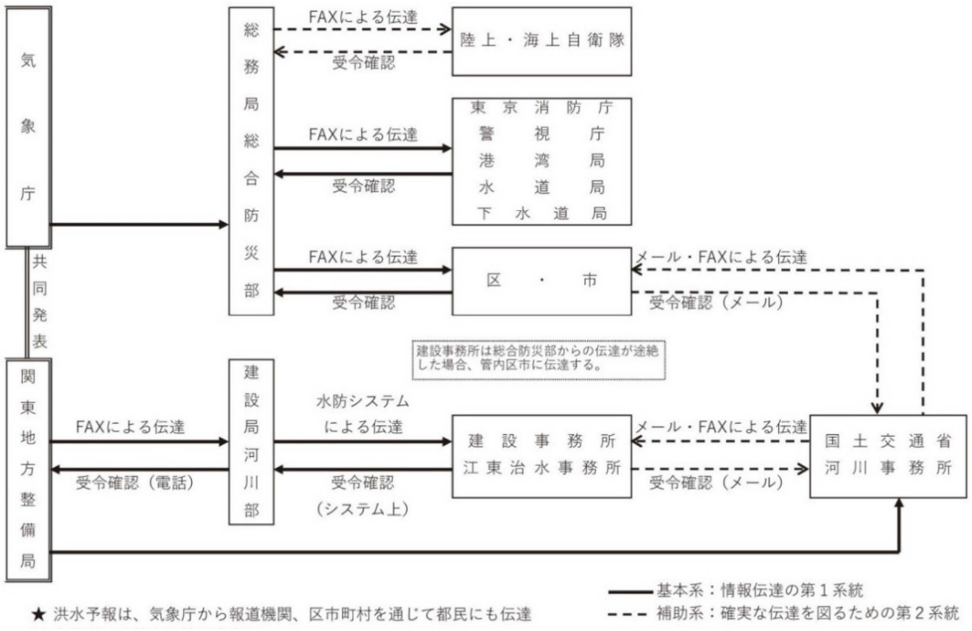
種類	実施区域	基準地点						
		名称	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川洪水予報	（左岸）青梅市青大柳町1575地先から海まで （右岸）青梅市畑中１丁目18番地から海まで	調布橋	0.20 m	1.00 m	1.20 m	1.60 m	4.70 m	Ａ．Ｐ．+148.500m
		石原	4.00 m	4.30 m	4.30 m	4.90 m	5.94 m	Ａ．Ｐ．+27.420m
		田園調布（上）	4.50 m	6.00 m	7.60 m	8.40 m	10.35 m	Ａ．Ｐ．+0.000m

（注意）Ａ．Ｐ．：東京湾中等潮位 -1.134m

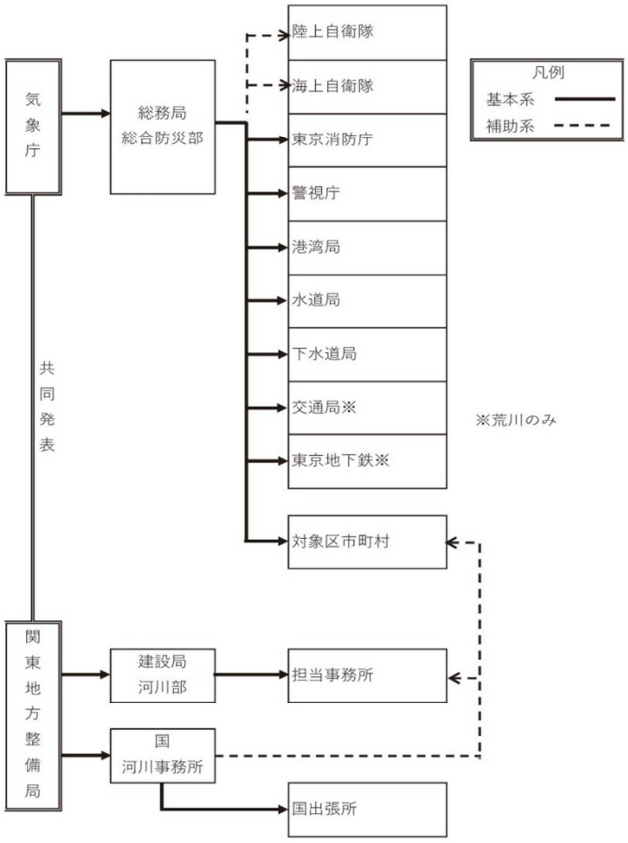
（参考）各水位によって発表する予警報・避難情報の種類（東京都水防計画をもとに作成）

水位	発表の種類		目安
	洪水予報河川	水防警報河川	
水防団待機水位		待　機	
氾濫注意水位	氾濫注意情報	出　動	
避難判断水位	氾濫警戒情報		高齢者等避難
氾濫危険水位	氾濫危険情報		避難指示

③　洪水予報伝達系統図



【多摩川洪水予報伝達系統図】



（令和６年度東京都水防計画より）

（２）都水道局による小河内ダム放流通報

①　通報

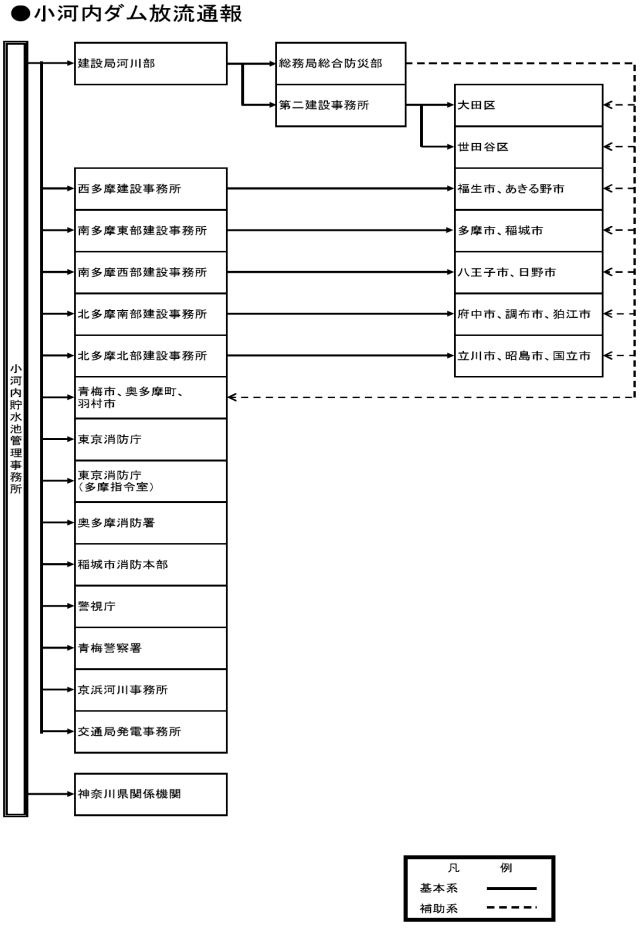
河川法第 46 条の規定に基づき、ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。

また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、河川法第 48 条の規定に基づき、あらかじめ関係都道府県知事、関係市区町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている。

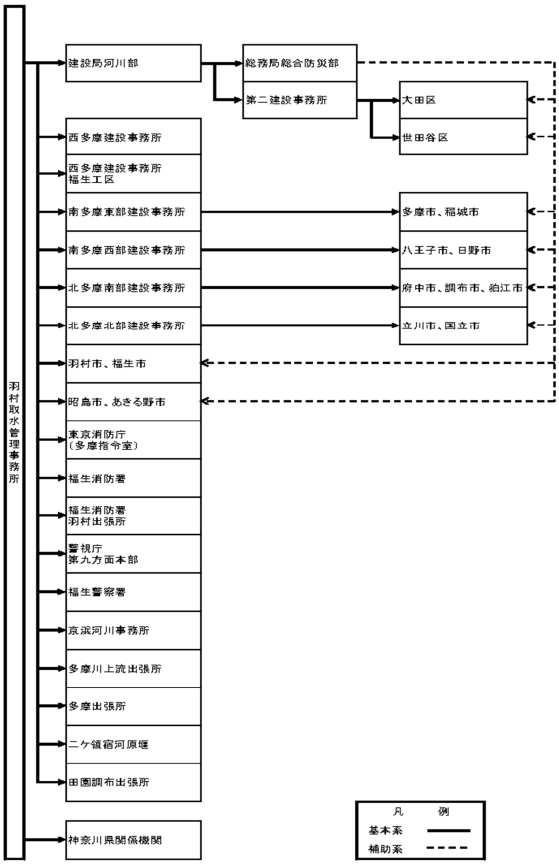
なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り情報伝達を行う。

②　放流通報伝達系統図

【放流通報伝達系統図】



●羽村投渡堰通報



３　洪水予報河川（都管理河川）

≪北多摩南部建設事務所≫　≪都（建設局・総務局）≫　≪気象庁≫

水防法第 11 条において、「国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。」と定められている。市の地域では、野川がこれに該当する。

野川・仙川洪水予報

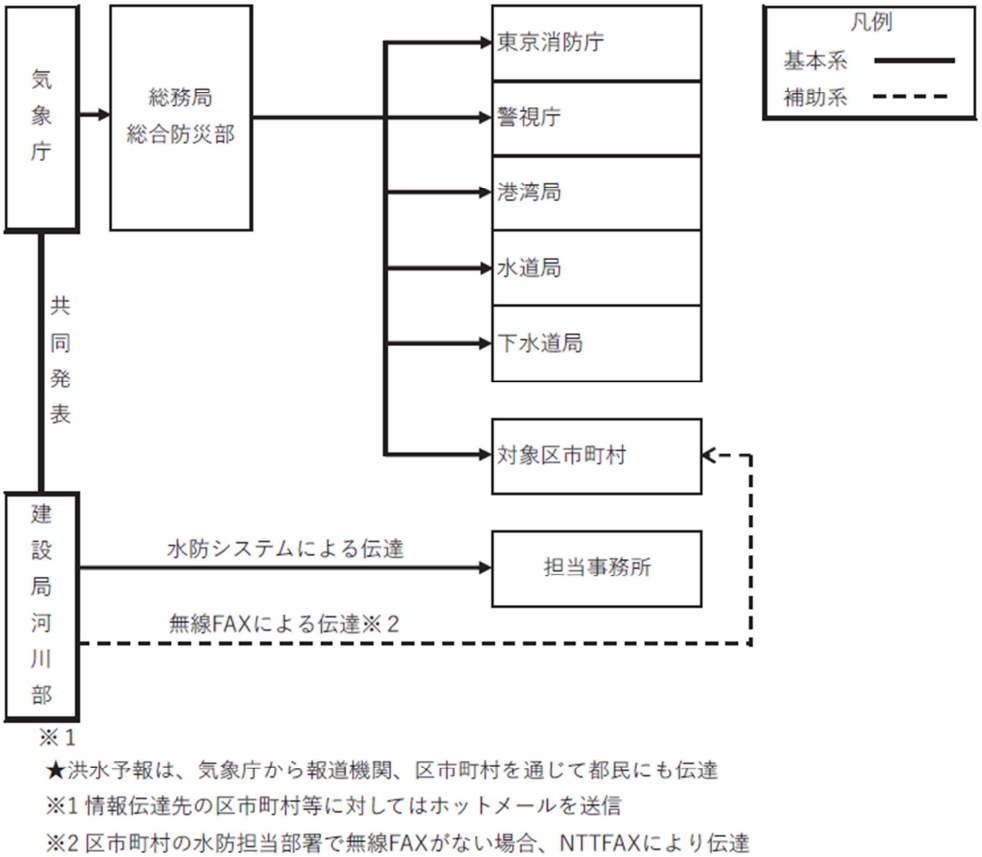
①　種類と発表基準

種　　類	基準地点	発　表　基　準
氾濫発生情報	大沢池上 鎌田橋野川 鎌田橋仙川	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
氾濫危険情報		基準地点のいずれかの１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報解除		全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

② 基準地点の情報

種類	実施区域	基準地点			
		名称	氾濫危険水位	氾濫発生水位	零点高（A.P.）
野川・仙川洪水予報	左岸：小金井市貫井南町４丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢２丁目（大沢池上） 右岸：小金井市貫井南町４丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢６丁目（大沢池上）	大沢池上	2.14m	2.70m	+37.75m
	左岸：三鷹市大沢２丁目（大沢池上）～世田谷区玉川３丁目（多摩川合流点） 右岸：三鷹市大沢６丁目（大沢池上）～世田谷区玉川３丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川	4.76m	6.43m	+ 9.78m
	左岸：三鷹市新川６丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田３丁目（野川合流点） 右岸：三鷹市新川６丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田４丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川	1.65m	2.74m	+14.50m

③ 洪水予報伝達系統図



（令和６年度東京都水防計画より）

４　水防警報河川

≪市（総務部）≫　≪北多摩南部建設事務所≫　≪京浜河川事務所≫　≪関東地方整備局≫　≪国土交通省≫　≪気象庁≫

水防警報は、水防法第 16 条の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が市の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

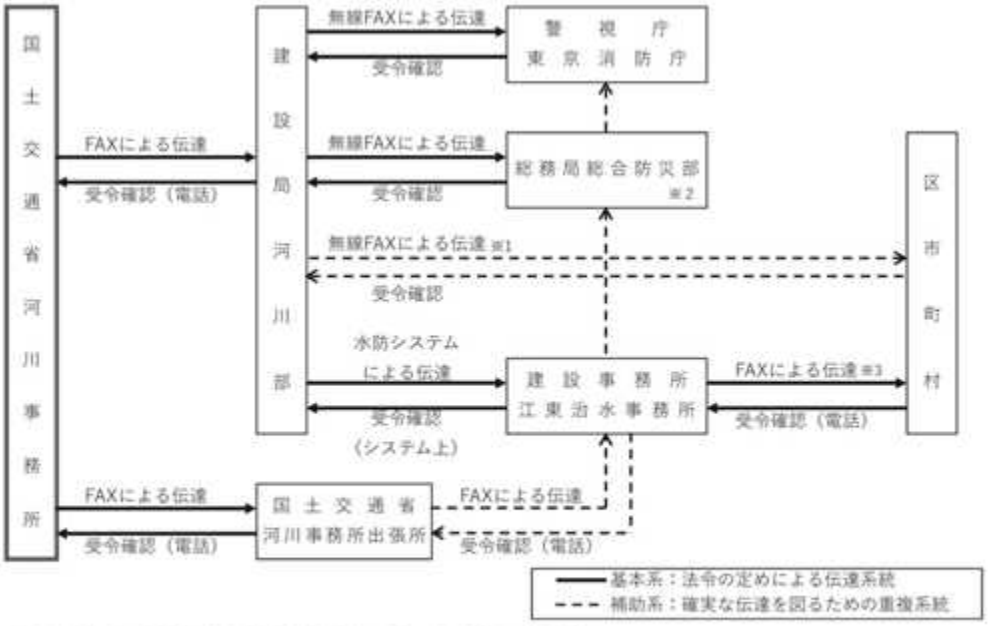
市は、その情報の目的、性質を十分理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

（１）種類、内容及び基準

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	１　出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

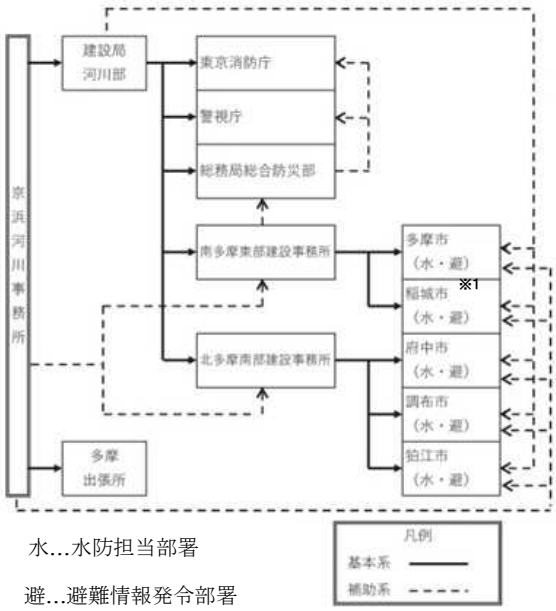
（東京都地域防災計画 風水害編(令和３年修正)より）

（２）水防警報に関する通信伝達系統



※1 区市町村の水防担当部署で無線FAXがない場合、NTTFAXにより伝達
※2 総務局総合防災部は河川部からの伝達が途絶した場合、各区市町村に伝達
※3 建設事務所は、河川部と国土交通省出張所のどちらか早く受信した情報を、区市町村へ伝達

【多摩川水防警報（石原）伝達系統図】



※１　水…水防担当部署
　　避…避難情報発令部署

（令和６年度東京都水防計画より）

第４節　水防機関の活動

１　市（総務部）

市は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者（京浜河川事務所、北多摩南部建設事務所）に連絡をして必要な措置を求める。

市長は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢を

とるとともに、概ね次の水防活動を行う。

なお、危険性が切迫していると判断されるときは、自らの判断により水防活動の実施を指示することができるものとする。

（１）河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

（２）気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

（３）水防従事者に対して水防作業に必要な技術上の指導を行う。

（４）水防作業に必要な資器材の調達を行う。

（５）次の場合には、直ちに消防機関に対し、出動することを要請し、直ちに都水防本部(都建設局)に報告する。

①　準備の要請

ア　水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。

イ　その他出動の必要が予想されたとき。

②　出動の要請

ア　水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。

イ　水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。

ウ　その他水防上必要と認められたとき。

（６）水防のためやむを得ない場合は、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。

（７）堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

（８）洪水による著しい危険が切迫しているときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知しなければならない。

（９）水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全のため調布警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(10) 水防のため緊急の必要があるときは、他の市区町村長に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた市の所轄の下に行動する。

(11) 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

(12) 狛江市防災会等の自主防災組織への情報伝達・支援・指示等を行う。

２　都建設局（都水防本部）

都は、気象状況等により、洪水、高潮又は津波等のおそれがあるときは、直ちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。

（１）水防本部の設置、廃止、統合

○　都建設局長は、主に次のいずれかの場合に該当した場合は、水防本部を設置する。

・東京地方に水防活動用警報が発表されたとき。

・国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき。
・都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき。
・国管理･都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき。
・国管理･都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。
・都管理河川に、氾濫発生情報が発表されたとき。

○　水防本部長は、次の場合に水防本部を廃止する。
・警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなったと認めたとき。

○　水防本部は、災害対策本部等が設置された場合には、次のとおりとなる。
・東京都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。
・東京都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。
・東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

（２）態勢

都建設局長(水防本部長)は、都が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示する。なお、各態勢の指示にあたっては、気象、水害等の状況により地域の特性を考慮する。

	種　別	基準及び内容	人　員
	連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 １　水防活動用注意報が発表されたとき ２　国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき ３　国管理の水位周知河川に氾濫注意情報が発表されたとき ４　国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に氾濫注意情報が発表されたとき	若干名
水防本部の設置	警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象･雨量･水位等の情報の収集･連絡に加え、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 １　東京地方に水防活動用警報が発表されたとき ２　国管理･都管理･都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（出動）が発表されたとき ３　都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき ４　国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき ５　国管理･都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき ６　都管理河川に氾濫発生情報が発表されたとき ７　都管理の水位周知海岸に、氾濫発生情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15

	種　別	基準及び内容	人　員
水防本部の設置	第１ 非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/10
	第２ 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/5
	第３ 非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/3
	第４ 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員 全員

（３）活動

○　都は、概ね次の水防活動を行う。

・水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。

・気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。

・水防作業に必要な技術上の援助を行う。

・水防作業に必要な資器材の援助を行う。

・他の水防機関との連絡、調整を行う。

・水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。

・洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫していると認められるとき、都知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを指示する。

・洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。

・内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。

○　埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努める。

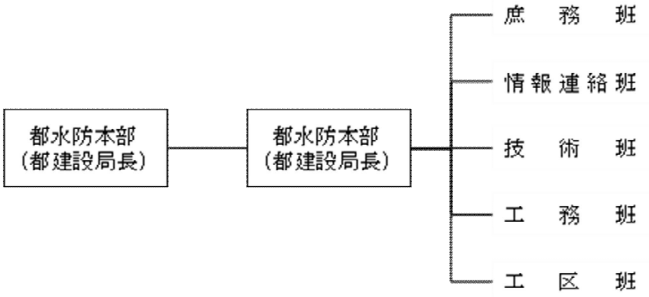
３　北多摩南部建設事務所

（１）水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整に努める。

（２）水防態勢

北多摩南部建設事務所における水防組織は、次のとおりである。



市との情報連絡は、情報連絡班が実施する。

（３）水防資器材

水防資器材を要請する場合は、北多摩南部建設事務所に電話(後日文書にて処理)により要請し、その資材は水防倉庫のものを使用する。

４　消防機関の態勢及び活動（狛江消防署、狛江市消防団）

消防機関（狛江消防署及び狛江市消防団）が分担する水防活動は、概ね次のとおり。

（１）消防機関の長は、市長から出場の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。

（２）河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

（３）水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第 21 条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

（４）消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、水防法第 24 条の規定に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

（５）消防機関の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

５　狛江消防署

（１）消防署及び関係機関との連絡

内水氾濫、溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、狛江消防署の全機能をあげて市関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。

ア　狛江消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長に通報する。

イ　関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長及び狛江消防署長への通報に協力する。

（２）事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次のとおり署水防計画を策定する。

ア　事前教養

水防活動に関する事前教養を実施する。

イ　要注意箇所の決定

市長と協議して要注意箇所を決定する。

ウ　監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を策定する。

エ　水防作業計画

水防作業の迅速適正化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資機材の調達及び運搬方法について計画を樹立する。

オ　部隊運用計画

・狛江消防署長は、消防部隊及び狛江市消防団を指揮・統括し、管内の水災防護活動にあたる。

・管内全域について、災害種別に対応した消防部隊を運用する。

（３）水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長が行う。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第八消防方面本部長又は狛江消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連絡を行い、情報の収集、分析を行い、水防非常配備態勢の発令に備える。

（４）水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、水防第１非常配備態勢及び水防第２非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第３非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次の対応をとる。

ア　水防第１非常配備態勢

・水防部隊の編成及び署隊運用

・水防資機材の準備、点検整備

・関係機関との連絡及び情報の収集

・庁舎施設の防護

・河川の巡視による情報収集並びに水災発生危険箇所の把握

・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

イ　水防第２非常配備態勢

・署隊本部機能の強化

・水防部隊の編成及び署隊運用

・所要の水防資機材、水、食料、燃料等の準備

・関係機関等への連絡員の派遣

・水防活動、被害状況等の把握

・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

ウ　水防第３非常配備態勢

・署隊本部機能の強化

・水防部隊の増強及び署隊運用

・監視警戒の強化

・水防活動、被害状況等の把握

・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

エ　水防第４非常配備態勢

・上記に掲げる事項の強化

・長期水防活動を行うために必要な交替制の確立

・全水防部隊の編成

・応援態勢又は応援受入態勢の確立

（５）非常招集

水災に対処するため、消防署水防招集編成計画に基づき、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、各非常配備態勢の発令をもって代える。

（６）活動要領

ア　運用要領

被害や人命危険を判断して、水防部隊を水防活動にあたらせる。

イ　活動の統轄

狛江消防署長は、水防部隊及び狛江市消防団が実施する水防活動を指揮統轄する。

ウ　監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒の計画に定めるところにより、狛江市消防団員と連携し、市長と協議して決定した要注意箇所等について、監視及び警戒を実施する。

エ　水防作業の実施

市長の要請及び警戒監視員からの報告その他により水防作業の必要を認めたときは、水防部隊の出場を指示し、水防作業にあたる。

オ　資機材の収用

水防に要する資機材の準備が間に合わないとき、又は不足した場合は、現地において必要な資機材を収用する。

６　狛江市消防団

（１）狛江市消防団の水防区域

狛江市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り管轄区域内とする。また、狛江市消防団は、分団ごとに受持区域の水防活動にあたる。

（２）通報

①　団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水

災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ狛江市消防団本部（以下「団本部」という。）に通報しなければならない。

②　団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長及び狛江消防署長に通報する。

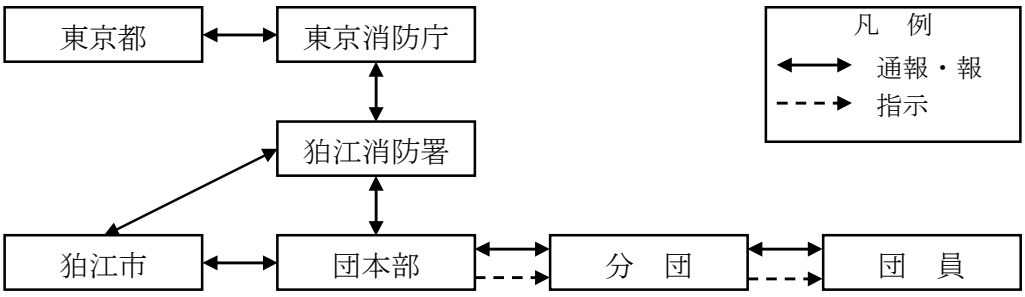
（３）出動の命令

①　団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長及び狛江消防署長と協議し、必要な団員に出動を命令する。

②　分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあると認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

（４）指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



（５）広報活動の協力

狛江市消防団は、必要に応じて各種広報活動に協力する。

（６）出動基準

水防現場活動は、次の基準により出動、実施する。

待　機	団員は自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる態勢
準　備	水防に関する情報の収集、水防資機材の整備点検等、狛江市消防団の出動の準備態勢
出　動	狛江市消防団が災害現場に出動する態勢
解　除	水防活動を必要とする状況が解消し、狛江市消防団の水防態勢を終了

（７）出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は発生した場合、分団長は、その被害の規模に応じて適宜団員を出動させる。

（８）監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険があると認められるときは、分団長は、

所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。

（９）水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

７　調布警察署

○　市長から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

○　水防現場においては、市長及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるように努める。

○　水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの交通については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるように努める。

○　被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

８　自主防災組織

○　地区住民の安全確認や避難時の集団誘導を行う。

○　避難所開設の支援を行う。

○　地域の状況を市へ報告する。

９　水防活動に関する自衛隊の災害派遣

水防管理者（市長）は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（都総務局総合防災部）にその旨を依頼する。

知事はこの依頼を受けたときはその内容を検討し、必要があると認めた場合、又は依頼によらず知事が自らの判断で必要と認めた場合は、直ちに要請の手続きをとる。

第５節　決壊時の措置

１　決壊の通報及びその後の措置

≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫　≪調布警察署≫　≪狛江市消防団≫

○　堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市長、狛江消防署長、調布警察署長及び狛江市消防団長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

○　決壊後といえども、市長、狛江消防署長及び狛江市消防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

２　立退き　≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫　≪調布警察署≫

（１）立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知する。

（２）避難誘導等

○　立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、市長と協力して救出又は避難誘導する。

○　市長は、調布警察署長及び狛江消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第６節　費用及び公用負担

１　費用負担　≪市（総務部）≫

市は、水防法第 41 条の規定に基づき、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、同法第 23 条第３項及び第４項の規定に基づき、応援のために要した費用は、当該応援を求めた市が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた市と、応援を求められた他自治体が協議して定める。

また、応援を求めた市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、水防法第 42 条の規定に基づき、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事に斡旋を申請することができる。

２　公用負担　≪市（総務部）≫　≪狛江消防署≫

（１）公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるとき、市長又は狛江消防署長は、水防法第 28 条第１項の規定に基づき、次の権限を行使することができる。

・必要な土地の一時使用
・土石、竹木その他の資材の使用
・土石、竹木その他の資材の収用
・車両、その他の運搬具又は器具の使用
・工作物その他の障害物の処分

また、水防法第 28 条第１項に規定する場合において、市長から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

（２）公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証

明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

（３）公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において速やかに処理する。

（４）損失補償

市は、水防法第 28 条第３項の規定に基づき、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第７節　水防実施状況報告

１　水防活動報告　≪市（総務部）≫

市長は、水防終了後３日以内に、活動内容を実施箇所ごとに取りまとめ、北多摩南部建設事務所へ報告するものとする。

国管理河川において水防活動を行った場合、市は所管の河川事務所出張所へ直接水防報告書を提出する。

２　避難情報、被害・災害発生等の報告　≪市（総務部）≫

避難情報の発表、河川の氾濫発生、一般資産の浸水被害の発生、土砂災害の発生が生じたときは、ＤＩＳに入力し、都総務局総合防災部に報告するものとする。

第一報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

３　公共土木施設に関する被害の発生についての報告　≪市（環境部・都市建設部）≫

市が管理する公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに、下表の報告先へ報告するものとする。

第一報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

災害復旧を申請する場合は、災害報告書を災害終息後７日以内に概算被害額を算定し、都建設局河川部防災課へ提出するものとする。

公共土木施設	報告先
河川	北多摩南部建設事務所、都建設局河川部防災課
下水道	下水道局（流域下水道本部）
道路等	北多摩南部建設事務所、都建設局道路管理部保全課

第５章　警備・交通規制

第１節　警備方針

≪調布警察署≫

○　関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

○　災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持にあたる。

第２節　警察の任務

≪調布警察署≫

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおりである。

○　河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒
○　災害地における災害関係の情報収集
○　警戒区域の設定
○　被災者の救出救助
○　避難者の誘導
○　危険物の保安
○　交通秩序の確保
○　犯罪の予防及び取締り
○　行方不明者の調査
○　遺体の調査及び検視

第３節　警備態勢

≪調布警察署≫

１　警備態勢等

（１）警備態勢

風水害警備の態勢は、警視庁本部から気象庁が発表する台風の規模、進路、上陸の可能性及び場所、予想される風雨量、大雨に関する情報の伝達があった場合、管内の情勢に応じて必要な態勢をとることができる。

（２）被害状況等の把握

調布警察署長は、活動中の部隊員、予備部隊員等を運用して、速やかに浸水等の被害状況の調査を行う。この場合において、被害状況の調査は、大震災の影響により地盤沈下等が発生している可能性もあることから、平時における浸水予想地域に限らず管内全域の調査を行う。

２　警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその権限を行う市の職員から要求があったとき、又は調布警察署長が防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市に通知する。

３　市に対する協力

市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第４節　警備部隊の編成

≪調布警察署≫

１　警備本部の設置

調布警察署長は、管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

２　警備部隊の設置及び編成

○　管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。

○　被災の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備にあたる場合は、日勤者をもって所要の部隊を編成し、警備にあたる。

第５節　警備活動要領

≪調布警察署≫

１　警備態勢の措置

調布警察署は、署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

２　被災地及び被災予想地の警備

○　被害を予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備える。

○　被害が発生した場合は、本部及び防災機関と連携し、その状況により集団警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出・救護活動を重点的に行う。

○　避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行う。

○　被災者の救出、防災措置等応援救護措置が完了した場合は、逐次交通整理、犯罪の予防対策等本来の警察業務に重点を移して部隊の配備を行う。

第６節　避難誘導

≪調布警察署≫

※第３部第６章　第１節避難情報発令の判断・伝達及び第２節避難誘導を参照

第７節　交通規制

≪調布警察署≫

○　広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を講ずる。

○　調布警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第８節　車両検問

≪調布警察署≫

○　主要幹線道路における車両検問を行い、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

○　緊急通行車両の確認については、震災編を準用する。

第９節　障害物の除去

≪調布警察署≫

通行の障害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第６章　避難者対策

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災、被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３（相当）	警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
市	○気象情報の把握、状況の監視 →		○避難所開設準備 ○高齢者等避難 ○都に報告（状況・資機材） ○避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地外への移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地外への移送
気象庁	○東京都気象情報の発表（関東甲信越地方気象台）→ ○気象解説ホットライン（随時）→ ○防災情報提供システムによる情報提供 →					
	○気象情報連絡会実施 ○早期注意報	○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル３に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
調布警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集 →				○被害状況の調査 →	
			○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導等を実施		○発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導等を実施 ○救助活動 →	
狛江消防署			○避難方法についての情報提供 ○避難路の安全確保 →			
狛江消防団			○避難方法についての情報提供 ○避難路の安全確保 →			

<table>
<tr><th rowspan="2">機関</th><th colspan="5">発災、被害の発生</th></tr>
<tr><th>事前情報収集期</th><th>情報監視期</th><th colspan="2">情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr>
<tr><td></td><td>警戒レベル１</td><td>警戒レベル２（相当）</td><td>警戒レベル３（相当）</td><td>警戒レベル４（相当）</td><td>警戒レベル５（相当）</td><td></td></tr>
<tr><td>都（総務局）</td><td colspan="5">○気象情報の収集、提供 →
○避難所の開設状況の把握 →
○被害状況の把握
○被災地外への移送調整</td></tr>
<tr><td>都（建設局）水防本部</td><td colspan="3">○避難の基になる雨量、水位等の情報提供 →</td><td>○土砂災害警戒情報発表（気象庁と共同発表）
○氾濫危険情報発表</td><td>○氾濫発生情報発表</td><td></td></tr>
</table>

第１節　避難情報発令の判断・伝達

１　避難情報

○　平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、市区町村長は避難のための立退きの指示のみでなく、屋内での待避等の安全確保措置も住民に対し指示できるようになった（第 60 条第１項及び第３項）。

これは、災害によっては屋外に移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）する方が安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

○　警戒レベルの導入

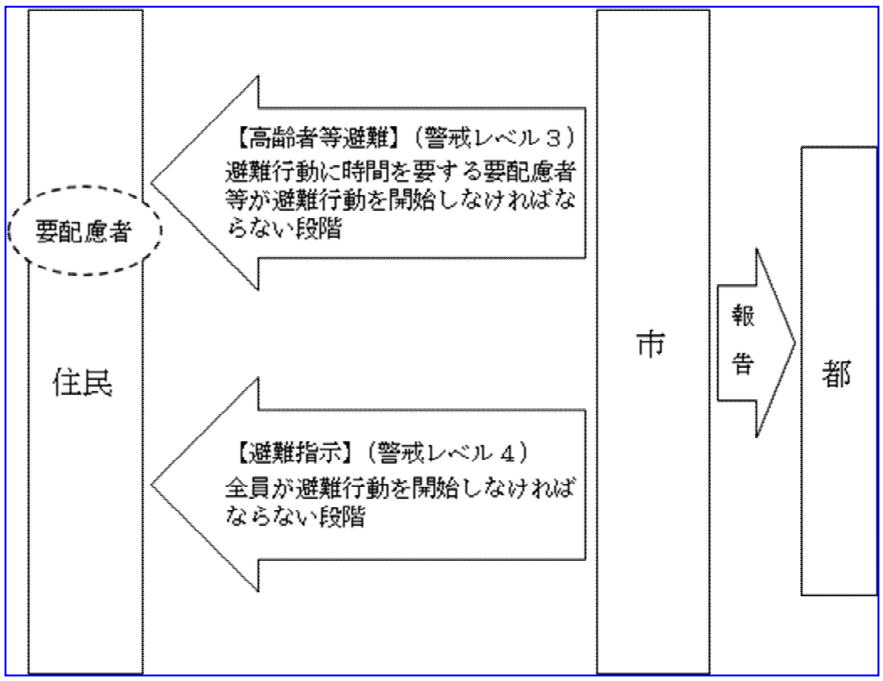
平成 31 年３月 28 日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。同ガイドラインは、避難情報の見直しに対応するため、令和３年５月に「避難情報に関するガイドライン」に改められた。

都と市は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

＜警戒レベルと避難情報＞

警戒レベル	避難情報	根拠
警戒レベル３	高齢者等避難	災害対策基本法第 56 条第２項
警戒レベル４	避難指示	災害対策基本法第 60 条第１項
警戒レベル５	緊急安全確保	災害対策基本法第 60 条第３項

【避難情報】



≪市（総務部）≫

○　災害時に避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定め、その地域の住民、滞在者等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。

○　生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

○　市内において危険が切迫した場合には、市長は調布警察署長及び狛江消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都総務局に報告する。

○　市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○　水防法第 29 条に基づき、水防管理者として洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

○　要配慮者に関する情報収集、安否確認を行う。

○　内閣府の避難情報ガイドラインを参考に策定した避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

≪狛江消防署≫

○　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報を行う。

○　被災状況を勘案し、必要な情報を市区町村、関係機関に通報する。
○　避難情報の伝達を行う。

≪調布警察署≫

○　市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
○　避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
○　危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
○　災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行う。
○　避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

≪都（総務局）≫

○　災害により市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市区町村長に代わって実施する。
○　市区町村から避難所等の運用に必要な措置の要請があった場合、直ちに都関係各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

≪都（福祉局）≫

○　市区町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や市区町村への支援を行うため、市区町村の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。

≪都（建設局）≫

○　水防法第 29 条に基づき、都知事、その命を受けた都職員は氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、直ちに、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

２　避難情報発令の判断基準等

≪市（総務部）≫

○　それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難情報を発令する。
○　市は、避難情報を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、また、専門家の技術的な助言を活用できるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

【避難情報ガイドラインに基づく判断基準】（多摩川石原水位観測所）

				○被害の発生
	水防団待機水位 （4.00m）	氾濫注意水位 （警戒水位） （4.30m）	避難判断水位 （4.30m）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） （4.90m）
水防団活動	○待機・準備	○出動		
高齢者等避難			○現在の水位から氾濫危険水位に達するまでの時間を予測し、氾濫危険水位に達する前に要配慮者が、避難を完了できるように高齢者等避難を発令（状況により前後する）	
避難指示				○現在の水位から氾濫危険水位に達するまでの時間を予測し、氾濫危険水位に達する前に通常の避難行動ができる者が、避難を完了できるように避難指示を発令（状況により前後する）

【避難情報と住民等がとるべき行動】（内閣府「避難情報ガイドライン」より）

避難情報	住民等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保※）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル４】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

※ 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

≪都（建設局等）≫

市区町村からの助言の求めに応じ、次の支援を実施する。

○　東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市区町村に提供する。

・警戒すべき区間

・施設の整備状況

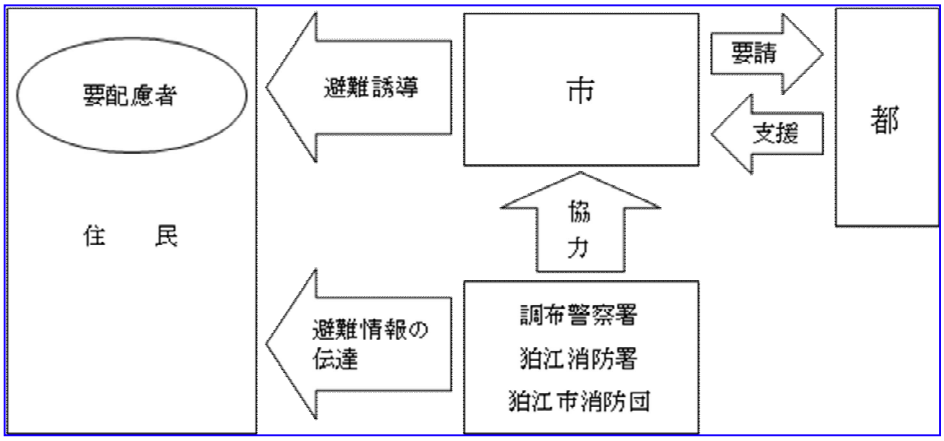
○　具体的な内水氾濫データを収集し、市区町村に提供する。

・警戒すべき区間

・内水氾濫の特徴

第２節　避難誘導

【避難誘導】



≪市（総務部・福祉保健部・教育部）≫

○　避難情報が発令された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、自主防災組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

○　市は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

○ 洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

○　避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都は、市に対しこれらの基準及び範囲の設定、並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

○　市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都は、市に対しこれらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

○　市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

○　高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら

適切に避難誘導し、安否確認を行う。

○　市は、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○　市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

○　市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国（国土交通省、気象庁等）、都及び水防関係機関の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

○　市は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

≪狛江消防署≫

○　避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市、関係機関に通報する。

○　避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかに避難できるよう、必要な措置をとる。

≪調布警察署≫

○　町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

○　避難所等では、所要の警戒員を配置し、防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

○　避難情報が出された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を誘導し収容する。

○　誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。

○　誘導する場合、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

○　浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。

○　避難の準備・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

≪都（教育庁）≫

○　避難計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施するとともに、必要な事項について、保護者に周知しておく。

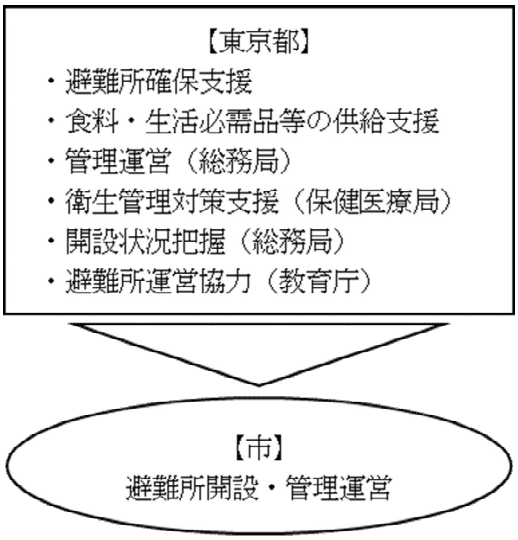
○　避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、自主防災組織と連携し、当該地域の防災計画に即して選定する。

○　避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

○　避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障がいの程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
○　校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
○　児童生徒等の把握と、報告の方法を具体的に定める。
○　災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成するなどの指導を行う。
○　避難誘導について、浸水危険区域を通らないような経路とする。

第３節　避難所の開設・管理運営

１　避難所の開設・管理運営



≪市（総務部・企画財政部・福祉保健部・教育部・議会事務局）≫　≪避難所運営協議会≫

（開設・報告）

○　避難所開設は、市避難所派遣職員が避難所運営本部の主体となり、市避難所派遣職員統制担当が指揮統括する。
○　市災害対策本部は、避難所運営協議会へ避難所運営の協力を要請し、協議会員は、市災害対策本部からの協力要請に応じて、可能な範囲で開設準備に協力する。
○　被災者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成したうえで、受け入れる。
○　風水害時の避難所（緊急避難場所）の開設期間は 24 時間程度の短期的な開設を原則とするが、市内に甚大な被害が発生し、避難生活を余儀なくされた場合は、期間を延長する。この際、災害発生の日から７日を越えて期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
○　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難

所の確保に努めるものとする。

○　避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、臨時広報誌の発行、テレビ、ラジオ等の設置、特設公衆電話、Wi-Fi 整備等を行うとともに、ＳＮＳ等での情報発信を行う。この際、被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

○　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、避難者の市外への移動について検討する。

○　避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告する。

○　都福祉局への報告は、原則としてＤＩＳへの入力等により行う。

○　福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告する。

○　福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

○　避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず物資のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

○　被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

（食料・生活必需品等の供給・貸与）

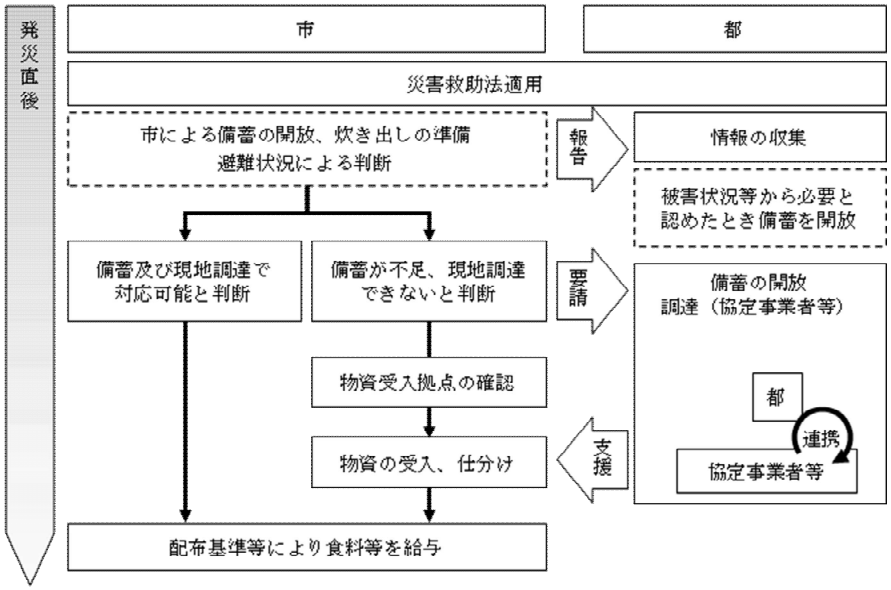
○　被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

○　炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄又は調達する食料等を支給する。

○　被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和 38 年規則第 136 号）に定めるところによる。

○　ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て、定める。

【避難所における物資供給のスキーム】



（飲料水の安全確保）

○　避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。また、都の環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

（食品の安全確保）

○　都及び市は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
・手洗いの励行
・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
・食品の安全管理に関する情報提供
・殺菌、消毒剤の調整
・乳幼児、高齢者等の食事の特性に応じた衛生指導

○　市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（トイレ機能の確保）

○　被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

○　発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない簡易トイレを活用し、対応する。その後状況に応じて、し尿収集車による収集が可能な便槽付トイレを含めて確保し、対応する。

○　備蓄分が不足した場合は、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

（避難所の運営等）

○　避難所の緊急避難場所としての運営は、市避難所派遣職員が避難所運営本部の主体となり、市避難所派遣職員統制担当が指揮統括する。

○　避難生活が長期化した場合は、避難所運営協議会を中心とする避難者による自主運営を基本として行い、市の避難所派遣職員、関係機関、ボランティア等と協働する。

○　各避難所は、市の避難所運営基本マニュアル及び各避難所の運営マニュアル等を踏まえ、管理運営に必要な要員を配置し、住民の適正な誘導、受入れを行い、過密状況を把握する。

○　避難所の管理責任者は、避難所の防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

○　各避難所は、避難所避難者に加えて、在宅の被災者に対しても、食料品やその他の生活の維持に必要な物資の提供に努める。

○　事務局は、協定締結自治体等の協力を求めるとともに、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるように職能団体や専門性のあるボランティアとの調整を図る。

○　事務局は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。この際、教育部を通じて各避難所の状況を確認し、ボランティアの派遣の可否を判断する。

○　各避難所の避難者等の中から、避難所の運営を行う要員を募集し、運営への参加・協力を得ることは、各避難所の管理責任者の判断により実施される。

○　福祉保健部は、巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

○　避難所の運営に当たって留意すべき事項は以下のとおり。

・施設管理者等と連携し、立入禁止区域及び土足禁止区域を設定する。

・情報伝達手段を確保し、災害対策本部と連携して適宜正確な情報を提供するとともに、流言飛語の発生防止に努める。

・避難者名簿等の個人情報の管理を適切に行い、漏えい防止を図る。この際、被災者の受入時に安否照会への回答の可否を記述させ、ＤＶやストーカーの被害者等の情報が漏えいすることのないように特に注意する。被災者の安否に関して、家族、住民等から照会があったときは、安否照会への回答の可否を確認の上、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、回答するように努める。

・食料、飲料水、毛布、その他の救急物資の配布及び市災害対策本部への要請を行う。この際、発災当初は十分な物資が確保できない可能性があるため、子どもや高齢者、妊婦等の要配慮者を優先した配布を行い、災害関連死の発生予防に早期から着意する。

・避難者の生活環境上必要な物品の確保に努める。

・ごみの適切な排出方法、ライフラインの状況に応じたトイレの使用方法等、衛生管理上の指示事項を避難者に周知する。

・時季に応じて、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

・時季に応じて、熱中症、食中毒等が発生しないよう十分配慮する。
・傷病者に対して応急処置を行うとともに、必要に応じて救急車の手配、市災害対策本部への医療救護班の派遣要請を行う。
・要配慮者の心身双方の健康状態に配慮し、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握して、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を市災害対策本部に求める。
・避難所の運営に女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上等避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、居住スペースにおける女性の安全確保を重視し、身寄りのない女性避難者に配慮する。
・避難所の開設後、努めて早期から、震災から相当期間が経過した時期の運営方法を想定しておく。

○　安全上の理由から避難所を閉鎖する必要がある場合、教育部は、事務局と調整し、市の避難所派遣職員により避難者を安全な場所に移動させる。この際、事務局は、必要に応じ、防災機関、協定締結事業者等に協力を求め、安全かつ円滑な移動ができる環境の整備に努める。

○　避難所運営と他の応急対策業務・復旧対策業務のバランスを考慮し、市の避難所派遣職員の数は、各避難所の自主運営を支えるのに必要な人数に限定する。例えば、発災当初に避難所の開設に必要な人員を一時的に増加で派遣した場合も、避難者による自主運営の進展、ボランティアや他自治体職員の派遣に応じて、市職員を他の災害対応業務に再配置する。

○　看護師等の資格を有する市の職員数は限られているため、福祉避難スペースを含む各避難所に常駐させることはせず、巡回健康相談又は必要な場合の派遣により対応する。

○　福祉保健部は、福祉避難所の運営、医療救護活動及び保健衛生活動の調整・支援・実施等を行うため、各避難所福祉避難スペースへの要員の恒常的な配置を実施せず、避難者の福祉避難所への移動等の場合に、必要に応じて職員を派遣する。

（公衆浴場等の確保）

○　保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

○　避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

≪狛江消防署≫

○　避難所の管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

≪都（総務局）≫

○　避難所については、設置者である市区町村が学校以外にも多様な手段で確保に努めるとともに、都としても避難所確保のための支援策を実施する。

≪都（財務局）≫

○　調達する資材は、その緊急性を考慮し、短期日に設置可能なテントとする。

≪都（福祉局）≫

○　生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、日赤東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。

○　市区町村からのＤＩＳへの入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。

○　市区町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障がい者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。

○　避難者及び避難所で生活せず物資のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報について市区町村から報告を受け、国等へ報告を行う。

○　市区町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。

○　開設済み福祉避難所について、市区町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。

○　都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。

≪都（保健医療局）≫

（健康相談支援）

○　市区町村における避難者の健康相談が円滑に行われるよう支援する。

（飲料水の安全等環境衛生の確保）

○　環境衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市区町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

○　環境衛生指導班は、次の活動を行う。

・飲料水が塩素で消毒されているかの確認
・市民(避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
・市民(避難所管理者等)への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認
・室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
・トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導

（食品の安全確保）

○　必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。

○　食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、市区町村と連携して次の活動を行う。

・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
・食品集積所の衛生確保

・避難所の食品衛生指導
・その他食品に起因する危害発生の防止
・食中毒発生時の対応

（衛生管理対策の支援）

○　避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市区町村に提供することにより、避難所間及び各市区町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。

○　都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を市区町村に対して行う。

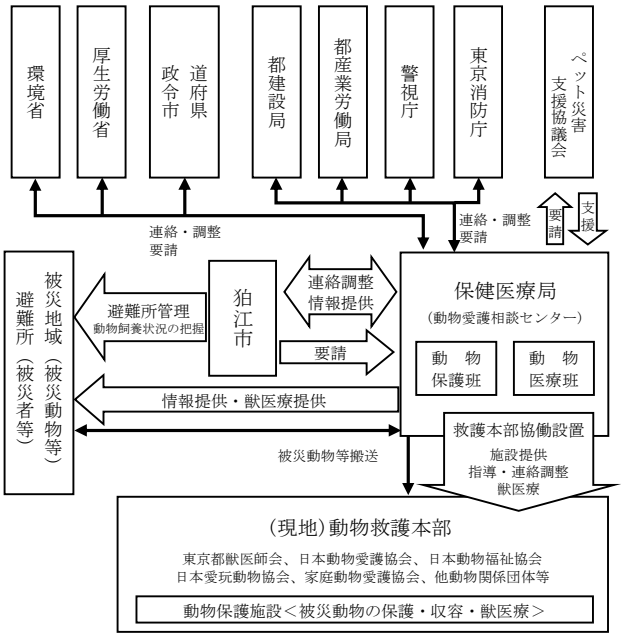
≪都（教育庁）≫

○　避難所となる都立学校は、学校危機管理マニュアル及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、市区町村による避難所の開設・管理運営に協力する。

○　都立学校について、市区町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該市区町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

２　動物救護

【動物救護の業務手順】



（１）被災地域における動物の保護

≪都（保健医療局）≫

○　都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する動物救援本部が中心となり、被災動物の保護等を行う。

○　動物保護班及び動物医療班を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。

○　動物救援本部が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

（２）動物保護班・動物医療班の編成

≪都（保健医療局）≫

○　発災直後には、動物愛護相談センターに動物保護班及び動物医療班それぞれ２班を配置し、発災後 72 時間を目途に班の充実を図る。

○　動物保護班は、市区町村、東京都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

○　動物医療班は、動物救援本部からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

（３）ペットの同行避難の受入れ

≪市（教育部）≫　≪避難所運営協議会≫

○　避難者に同行したペットを受け入れるスペースを避難所に設置し、都と協力して適正飼養について指導する。

○　ペットのゲージへの収容を含む安全性の確保及び適正飼養は、原則としてペットを同行する避難者の責任で行う。

○　避難所におけるペットの飼養状況を把握し、都及び関係団体への情報提供を行う。

○　協定締結先である獣医師会に対して、福祉保健部を通じて支援を要請する。

≪都（保健医療局）≫

○　市区町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、次の取組を行い、適正飼養を指導する。

・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
・他県市への連絡調整及び要請

３　ボランティアの受入れ・派遣

≪市（総務部・福祉保健部・教育部）≫　≪狛江市社会福祉協議会≫

○　総務部及び福祉保健部は、都の「避難所管理運営の指針」に基づいた業務手順により、狛江市社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンターを通じて受け入れたボランティアを各避難所等に派遣する。この際、教育部を通じて各避難所の状況を確認し、ボランティアの派遣の可否を判断する。

○　応急対策期間のボランティア受入れは、避難所の運営体制の確立や在宅の被災者の生活支援等、災害対応の初期業務を支援するものとし、災害対応の状況に応じて、受入範囲を逐次拡大する。

○　避難所で活動するボランティアに対しては、ゼッケン等を用いて、避難者との判別がで

きるように配慮し、円滑なボランティア活動の実施と避難所の安全管理を図る。

○　都から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担とすることができる。

≪都（生活文化スポーツ局）≫

○　東京ボランティア・市民活動センターは、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、市区町村災害ボランティアセンターの支援を行う。

○　市区町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

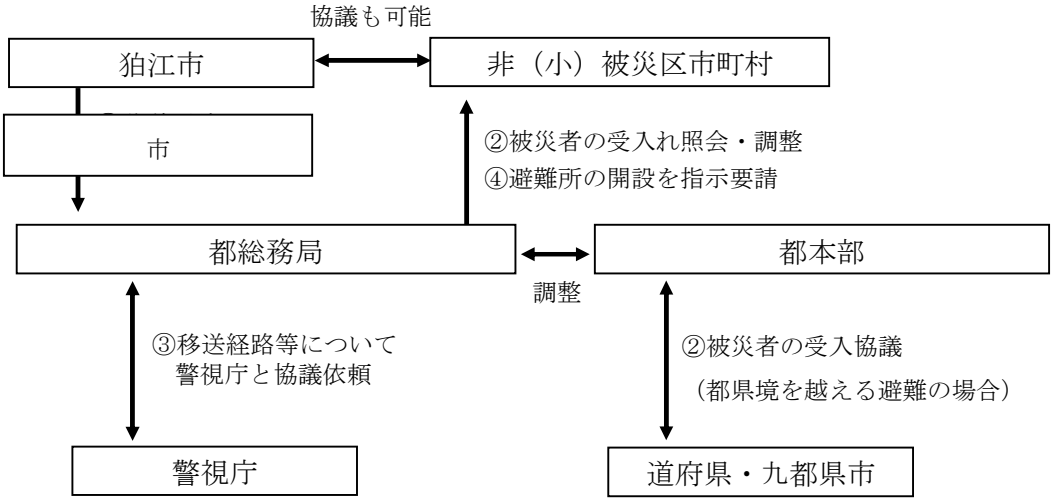
≪都（福祉局）≫

○　福祉関連のボランティア派遣については、市区町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。

○　福祉関連のボランティア派遣に際しては、市区町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

第４節　被災者の他地区への移送

【移送先の決定】



≪市（総務部）≫

○　市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都総務局)に要請する。

○　被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の市区町村に派遣するよう努める。

○　都から被災者の受入れを指示された市区町村長は、受入態勢を整備する。

○　移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元である市

は運営に積極的に協力する。

≪都（総務局）≫

○　都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。

○　被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができる。

○　市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市区町村長に代わり実施する。

≪都（福祉局）≫

○　被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整のうえ、被災者の移送先を決定する。

○　移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入態勢を整備させる。

○　被災者の移送方法については、当該市区町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

○　要配慮者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

第５節　要配慮者の安全確保

≪市（総務部・福祉保健部・都市建設部）≫　≪都（福祉局）≫

１　要配慮者対策班等の設置

○　市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者ごとに対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

○　都は、市区町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や市区町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、市区町村の要配慮者対策担当部門と連絡調整を図る。

２　福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

３　医療等の体制

○　透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や

提供を行い、市区町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。

○　市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

○　都は、東京ＤＰＡＴによるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

４　食料等の確保

都は、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん等)のほか、お粥（アルファ化米）やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。

５　避難所の整備

市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

６　応急仮設住宅等

○　都は、応急仮設住宅等を供与するにあたり、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

○　市は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

第６節　広域避難

１　避難誘導

≪市（総務部・福祉保健部）≫

○　市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の自治体の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の自治体に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。

○　避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、調布警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

○　市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発令若しくは避難指示の発令を行う。

○　避難の実施方法としては次のとおり。

なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していく。

・要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。

・水害時に使用可能な市内の避難所へ避難させる。

・水害時に使用可能な都内の他自治体の避難所へ避難させる。

・他県等に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県等の避難所へ避難させる。

・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第 60 条第３項に基づく屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

○　交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内のうえ、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で市外への避難が困難な住民については、そのほか適切な手段を検討する。

≪狛江消防署≫　≪狛江市消防団≫

○　高齢者等避難、避難指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市、関係機関に通報する。

○　高齢者等避難、避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

≪調布警察署≫

○　市が主体となって行う避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行う。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

≪都（本部）≫

○　大規模な水害の発生が予想される市区町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。

○　市区町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、市区町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。

○　都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

≪都（総務局・福祉局）≫

○　市区町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内の他の自治体に対して、避難者の受入れに係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整のうえ、避難者の受入先を決定する。

○　受入先の決定後、受入先の市区町村長に対して避難者の受入態勢の整備を依頼する。

○　避難者の避難方法については、当該市区町村と協議のうえ、被災の予想される時間又は地域を考慮して決定する。

　なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行う。

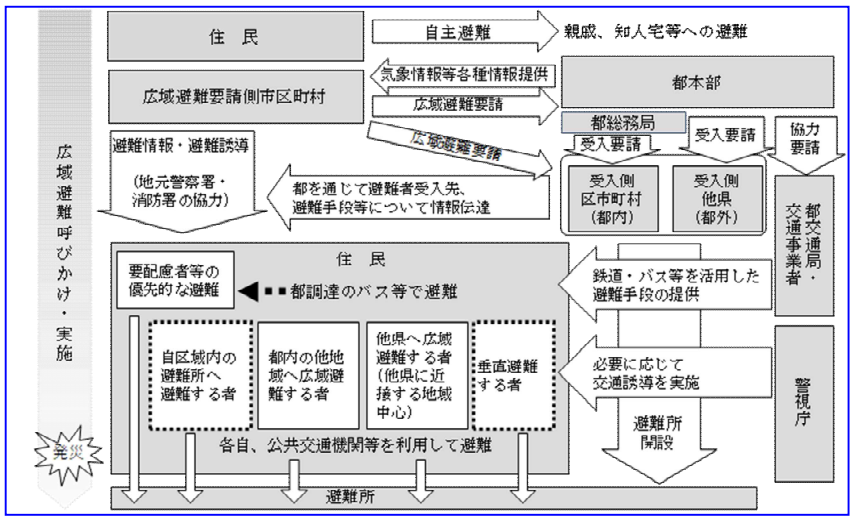
○　避難者の受入先及び避難方法について、市区町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行う。

○　市区町村による要配慮者の避難に対する協力を行う。

≪都（交通局）≫　≪交通事業者≫

○　都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

【避難誘導のイメージフロー】



２　避難所の開設・運営

≪市（総務部）≫

○　要請側市区町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。

○　避難所の運営は、原則として要請側市区町村が行い、受入側市区町村は積極的にその開設・運営に協力する。

○　その他、東京都地域防災計画（令和３年修正）第６章第４節避難所の指定、開設・管理運営で市区町村が行う業務として掲げた対策を講じる。

≪都（本部）≫

○　都外に避難所及び福祉避難所が開設された場合、他県等と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。

≪都（福祉局）≫

○　都内避難所の管理運営に関する支援を行う。

○　市区町村からのＤＩＳへの入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。

○　市区町村から開設状況を把握する際には、都福祉局と連携し、避難所における高齢者や障がい者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。

○　市区町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。

○　開設済み福祉避難所について、市区町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。

○　都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。

≪都（教育庁）≫

○　避難所となる都立学校は、学校危機管理マニュアル及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、市区町村による避難所の開設・管理運営に協力する。

○　都立学校について、市区町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、市区町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

第７章　被災者の捜索・救助

震災編「第３部　第２章　別紙第５　被災者の捜索・救助」を準用する。

第８章　医療救護等対策

震災編「第３部　第２章　別紙第９　医療救護活動」及び「第３部　第３章　別紙 19　医療救護活動」を準用する。

第９章　ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編「第３部　第３章　別紙第 18　交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を準用する。

第 10 章　公共施設等の応急・復旧対策

１　河川及び内水排除施設

風水害による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。

（１）災害時の応急措置

【各機関の応急措置】

機 関 名	内 容
市	○水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 ○排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに建設局へ報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。 ○施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。
都	○災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認する。 ○都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。 ○市の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
関東地方整備局	○直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認する。 ○破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設を復旧する。 ○都及び市等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。

（２）復旧対策

○　河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

○　特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

・堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

・河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

・河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの

・護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

２　住家、事業所等の建造物の風水害応急対策

住家、事業所等の建造物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ自衛措置を講ずるものとする。

第 11 章　住民生活の早期再建

震災編「第３部　第２章　別紙第 12　住民生活の早期再建」及び「第３部　第３章　別紙第 21　住民生活の早期再建」を準用する。

第４部　災害復興

第１章　基本的考え方

震災編「第４部　第１章　基本的考え方」を準用する。

第２章　復興体制

震災編「第４部　第２章　復興体制」を準用する。

第３章　災害復興計画等の策定

震災編「第４部　第３章　災害復興計画等の策定」を準用する。

第４章　復興に向けた取組

震災編「第４部　第４章　復興に向けた取組」を準用する。